

II. 品確法を踏まえた取組の推進について

建設業における多様な働き方の実現に向けた支援

- 直轄工事における試行を通じて、建設業は完全週休2日を含む週休2日が可能な業界であることを確認。
- 他方、地域の実情や現場の状況等により、多様な働き方が求められている状況を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現を目指していく。

※直轄土木工事は「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」等による試行は完了とし、多様な働き方の実現を支援してまいります。

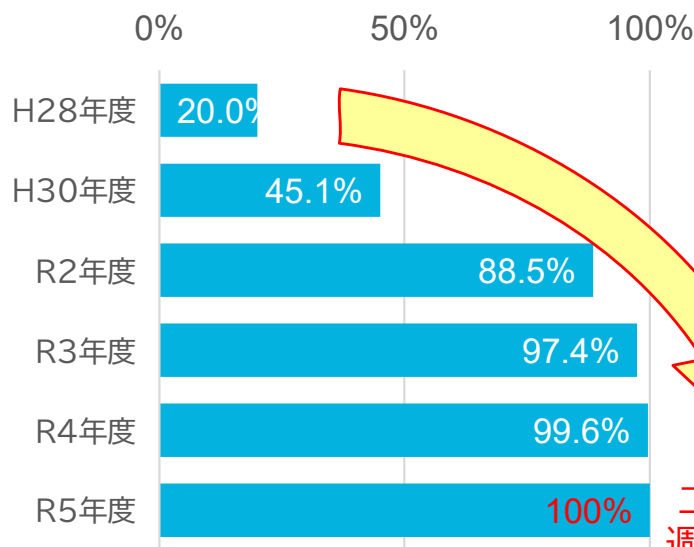
これまでの週休2日の推進と今後の働き方のあり方

H28～R5
週休2日の取組の拡大

R6～R7
週休2日の質の向上

R8～
多様な働き方の実現

週休2日工事(工期全体)の実施率(直轄)



工期全体の
週休2日達成

R6～
月単位の週休2日制を推進
R7～
週単位の週休2日制を含む
多様な働き方を推進

月単位・週単位の週休2日が
達成できることを確認

週休2日としての働き方

気候(猛暑対策等)を踏まえた働き方

変形労働時間制を適用した柔軟な働き方

ICT・DX等を活用した効率的な働き方

担い手の多様化に合わせた働き方

【概要】

- 建設業の担い手を確保するため、他産業と遜色のない労働条件・労働環境の実現が必要
- 猛暑は今後も続くと想定され、厳しい作業環境において、地域の実情を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現が必要
- 施工者の自主性を尊重しつつ、地域の実情や現場の状況等に応じて、受注者が施工の時期、時間や方法を柔軟に選択できるよう、工期の設定、新技術の導入や熱中症対策に係る費用等について支援する取組を「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」としてとりまとめ

来季に向けて実施する具体的な施策・取組

1. 猛暑期間・時間の作業回避

(1-1) 猛暑期間を回避した工事発注

- ・猛暑日(WBGT値)を考慮した工期設定
- ・発注者による、猛暑期間の現場施工を回避する工夫(準備工、工場製作等)により、工期設定

(1-2) 猛暑期間を休工可能とする工事発注

- ・猛暑期間を休工可能とする工事発注の実現に向け、効果や必要となる費用・取組の調査を目的とした試行工事の実施【新規】

(1-3) 猛暑期間における現場施工回避の協議の明記

- ・宇都宮国道事務所等において、試行的に実施
- ・特記仕様書への記載を他事務所に展開【新規】

(1-4) 猛暑時間の施工回避

- ・現場環境に応じて、作業の開始時間、終了時間を、監督職員と協議の上、柔軟に設定
- ・早朝・夜間施工に係る警察や地元等への協議について、必要がある場合、発注者が協力すること等について、特記仕様書へ記載【新規】

(1-5) 1年単位の変形労働時間制(1-2~1-4とセット)

- ・1年単位の変形労働時間制の活用に向けた関係者との連携【新規】

(1-6) 適切な設計図書を作成

(1-7) 労働実態の把握

2. 効率的な施工、作業環境の改善

(2-1) i-Construction 2.0の推進

- ・施工・データ連携・施工管理のオートメーション化の取組を加速

(2-2) 作業環境の改善

- ・個社毎の取組(定置式水平ジブクレーン、バイタルチェック機器等)
- ・技術開発の促進(SBIR制度による支援に向けた公募実施)【新規】
- ・技術提案評価型S型を活用した、作業環境の改善に資する施工方法・施工計画の工夫促進【新規】

3. 猛暑対策に必要な経費等の確保

(3-1) 熱中症対策に係る経費

- ・現場管理費、現場環境改善費での熱中症対策費用の計上
- ・実態に応じた熱中症対策費用の確保【新規】

(3-2) 直接工事費

- ・維持工事等で標準歩掛がない作業は見積り等による精算変更
- ・施工実態調査に基づく歩掛の見直し

4. 地方公共団体・民間発注者等への周知・要請、好事例の横展開

(4-1) 工期における猛暑日考慮の徹底【新規】

- ・「工期に関する基準」の対応状況調査、働きかけ等

(4-2) 工期以外の猛暑対策の推進【新規】

(4-3) 好事例の横展開【新規】

中長期的な課題への対応

- ・日給制の技能労働者の年間総労働時間・賃金を確保する方策
- ・1年単位の変形労働時間制の運用改善、生命・安全を守るための猛暑日における作業のあり方の議論

2016 i-Construction 開始

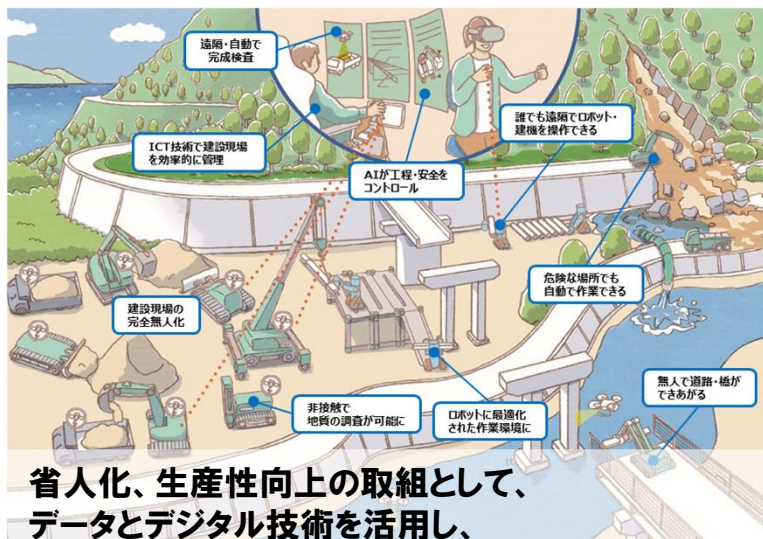
生産性向上の取組として、建設現場の建設プロセスにおいて全面的に ICT(情報通信技術)を導入



(社会情勢の変化、背景)

- ・生産年齢人口の減少
- ・AIをはじめとするデジタル技術の進展
- ・災害の激甚化、頻発化
- ・インフラの老朽化の深刻化

2024 i-Construction 2.0 深化



省人化、生産性向上の取組として、データとデジタル技術を活用し、建設現場のオートメーション化を図る

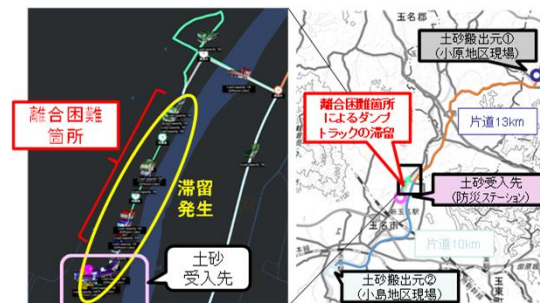
将来にわたって、インフラ整備・維持管理を実現し、国民の安全・安心を確保

トッランナー 3本の取組の主な事例(2025)

■ 施工のオートメーション化

- ・自動施工は、ダム工事以外にも様々な工事種別の実装が拡大(件数倍増)。また、地域建設業での実装も進展
- ・遠隔施工の実工事件数が倍増

- ・建設現場でのジャストインタイムの実装の拡大(ICT施工 Stage II)。
- ・ICT施工 Stage II の実施要領を改定し、取組内容を拡大



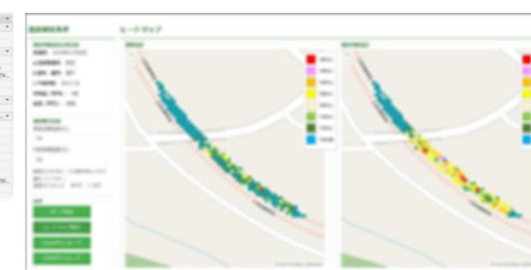
ダンプ運搬の滞留状況の見える化⇒ダンプ台数見直し

■ データ連携のオートメーション化

- ・設計段階の2D-3D整合確認方法を要領化
- ・3Dモデルの属性情報の積算への活用(BIM/CIM積算)について、導入工種を拡大

■ 施工管理のオートメーション化

- ・施工省力化が図れる新たな技術について、管理要領(案)を策定
- ・VFM・規格標準化に取り組み、プレキャスト原則適用範囲を一部大型構造物まで拡大



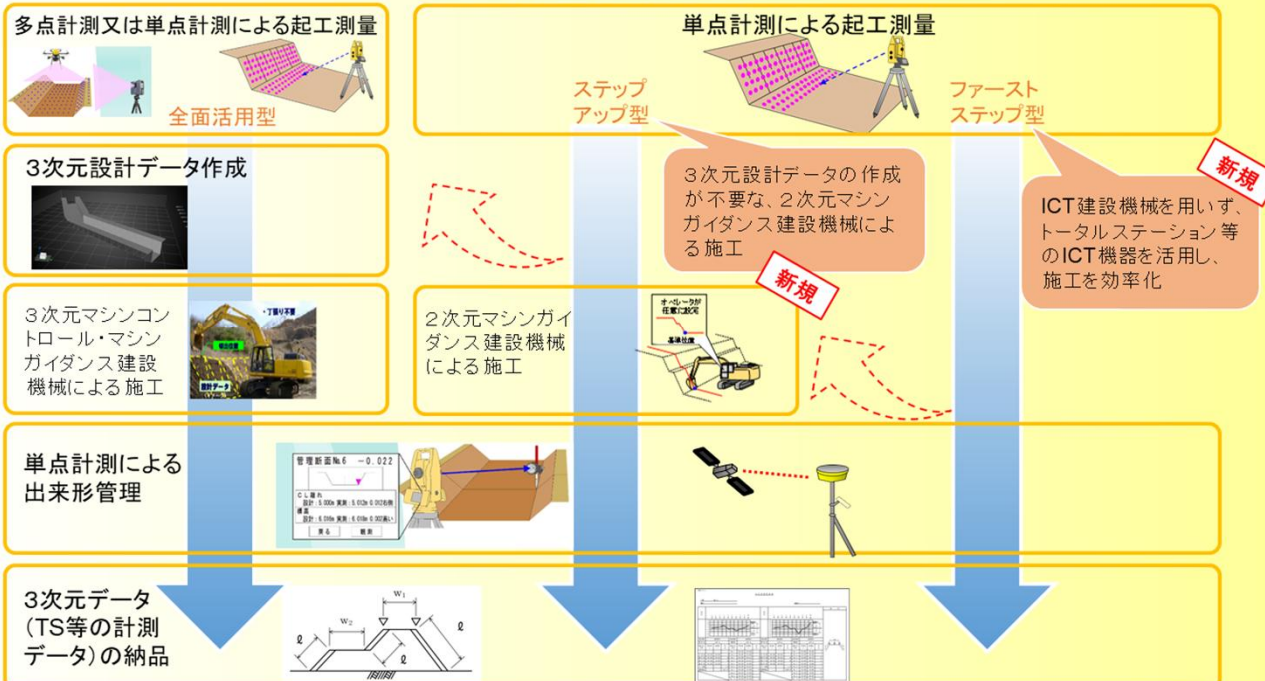
車両に取り付けたGNSSと温度計により、舗装の表面温度を施工と同時に計測し、帳票に自動記録

- 中小建設業へのi-Construction (ICT施工)の普及促進に向け、令和8年度より、これまでハードルが高かった3次元建設機械による施工に、2次元建設機械による施工など簡易なICT技術活用を加えた「導入型ICT活用工事」の要領を整備。
- 人材育成の取組としては、ICT施工技術者支援育成やICT施工に関する研修(年間約400件)、未経験企業へのアドバイスをを行うICTアドバイザー制度等を実施しており、引き続き取組を実施する。

導入型ICT活用工事

工事内容に応じオーバースペックにならず、最適な技術を選択することで、小規模工事における更なる現場の省人化を図る。
また、ICT技術の利便性に触れていただくことでステップアップにつながることも期待

■導入型ICT活用工事



人材育成・技術者支援

【ICT施工技術支援者育成】

(札幌市の例)
小規模の市街地施工現場に適した独自のICT活用の運用方針検討のサポートを実施。

First Step SAPPORO型(FSS型)の特徴

- これまでICTは郊外の大規模工事を中心に活用されてきたが、FSS型では小規模の市街地施工現場に適した運用となるように、国土交通省のICT要領をカスタマイズし、ICT活用の内容をパッケージ化している。
- 現場技術者がICT導入のメリットである作業時間の短縮を実感しやすい測量作業に重点を置いている。

使用測量機器を指定

- 誰でも操作が簡単で小規模現場に適している「自動追尾TS」(GNSS、TSという)を使用機器に指定
- 従来施工 (レベル測量機)
- FSS型 (TS)

レベル測量機をTSに置き換えるイメージ

ICT導入作業を明確化

- 誰でも迷うことなくICT活用施工ができるように導入する作業を明確化
- 3つの作業にICTを導入

全ての作業でTSを使用し実施する

作業内容: 土留り調査、測量機設置、測量機操作

【ICT施工講習】 (代表事例)

- 日 時：令和6年7月2日(WEB)、23日(実地)
- 開催場所：関東技術事務所
- 参加者：36名(施工業者等29名、自治体職員4名、コンサル等2名)



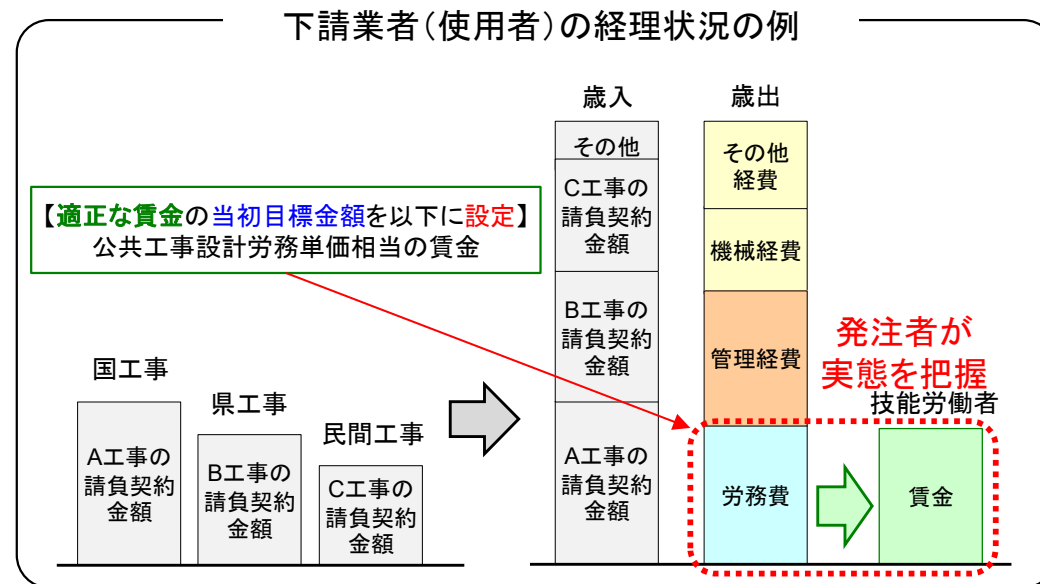
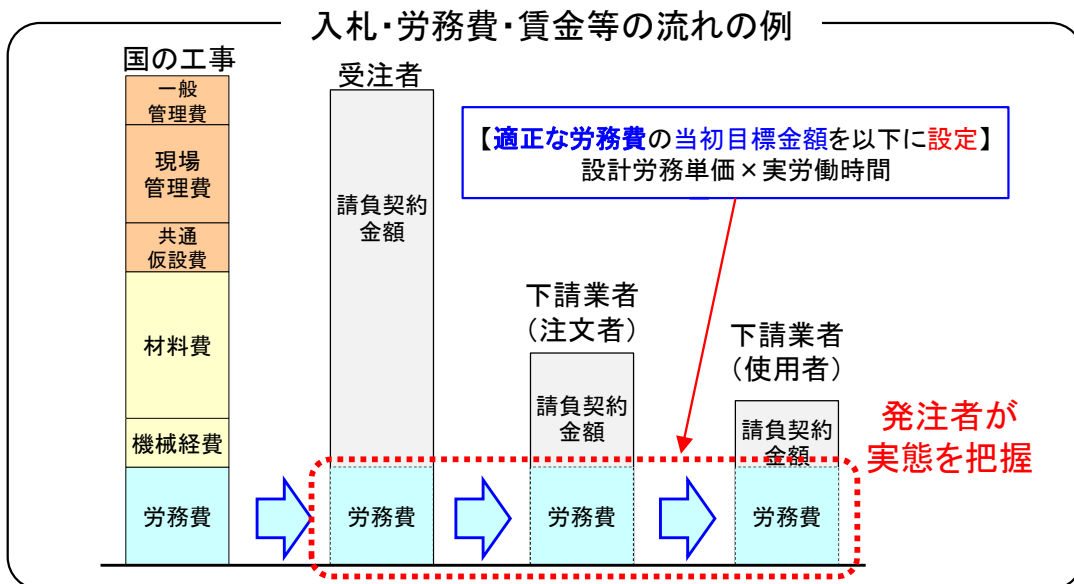
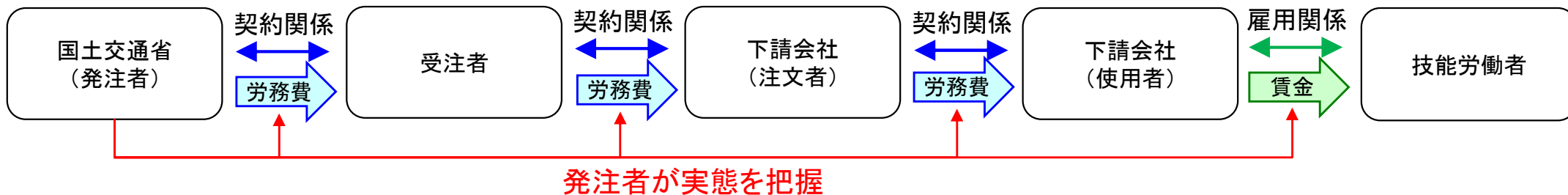
建設機械施工実習



出来形計測実習

直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態把握について（試行）

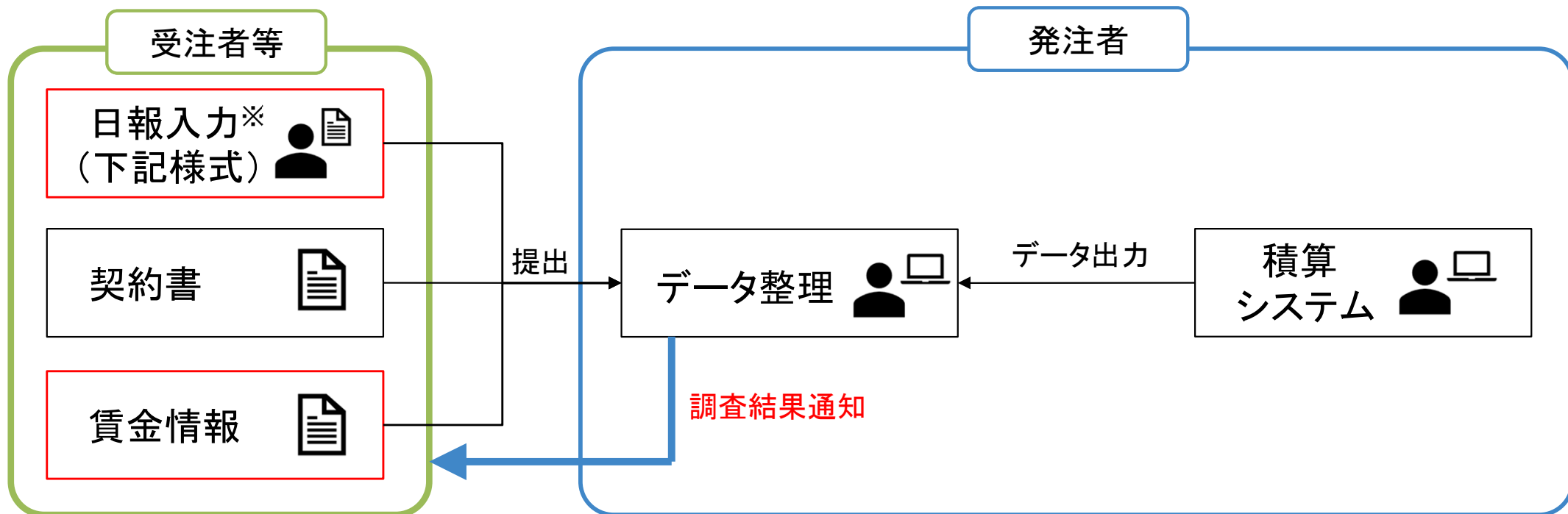
- 品確法にて、**適正な請負代金・賃金が支払われるよう**、国に対し、**賃金の支払等の実態調査**、また、運用指針には、**発注者に対し、受注者の協力の下、賃金や労働時間の実態把握の努力義務**が規定。
- 国土交通省直轄土木工事において、下記を目的に、受注者希望方式で、**試行的に調査を実施**。
 - ・ 下請業者への**労務費の支払い**：賃金を原資とした低価格競争を抑止し、価格や真の技術を競う等、**公正な競争環境を実現**
 - ・ 技能労働者への**賃金の支払い**：適正な賃金を確保し、品質確保の**担い手を確保**



実労働時間等を調査する仕組みの構築

【試行調査における実労働時間等の調査の流れ】

※調査方法を確認することが試行の目的であり、継続的に改善を行う



※ 施工管理ソフトウェアからの出力機能の一部実装を調整中

【日報入力様式(例)】

日付		工種	種別	細別	会社名	名前	職種	開始時間	終了時間	作業時間
2025/6/3	(火)	〇〇工	●●工	△△	△△建設	国土一郎	土木一般世話役	8:00	17:00	8:00
2025/6/3	(火)	〇〇工	●●工	△△	△△建設	国土二郎	普通作業員	8:00	17:00	8:00
2025/6/3	(火)	〇〇工	●●工	△△	△△建設	国土三郎	普通作業員	8:00	17:00	8:00
2025/6/3	(火)	〇〇工	●●工	△△	△△建設	国土四郎	普通作業員	8:00	17:00	8:00
2025/6/4	(水)	〇〇工	●●工	△△	△△建設	国土一郎	土木一般世話役	8:00	17:00	8:00
2025/6/4	(水)	〇〇工	●●工	△△	△△建設	国土二郎	普通作業員	8:00	17:00	8:00
2025/6/4	(水)	〇〇工	●●工	△△	△△建設	国土三郎	普通作業員	8:00	17:00	8:00

開始時間・終了時間の記入は任意

工事における週休2日を含む多様な働き方の運用状況について

・令和6年4月1日より、建設業へ時間外労働の上限規制が適用されている状況。
 ・週休2日の運用状況を確認させていただくとともに、自治体毎の課題や対応策について、また、週休2日を含めた多様な働き方について議論させていただくとともに、横展開をしたい。
 ※対象は土木工事(宮繕工事、港湾空港工事、機械設備工事、電気通信工事は対象外)とする。
 ※直轄では、建設業の働き方改革を推進する観点から、これまで週休2日の確保にあたって必要となる費用の計上等を行ってきたところであるが、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け、多様な働き方が求められていることから、令和8年度より、地域の実情や現場の状況等を踏まえ、週休2日や交替制など、適切な方法により取り組むものとしている。

ブロック名	都道府県・政令市名	R8週休2日の運用状況(R8.4時点)						制度の補足説明(あれば)	多様な働き方の実現に向けた取組 (猛暑対策、変形労働時間制、工期変更等)	現運用の課題	課題への対応策(案)	備考
		発注者指定			受注者希望							
		通期 ○	月単位 ◎	完全 週休2日 (土日) ★	通期 ○	月単位 ◎	完全 週休2日 (土日) ★					
北海道・東北 ブロック	北海道	○				◎	★	<ul style="list-style-type: none"> ・道建設部では、週休2日や荒天時などの不稼働日に加え、積雪寒冷地という地域特性を踏まえ、除害に要する日数や冬期の作業効率低下も考慮しているほか、令和6年4月からは、新たに猛暑日を見込んだ工期設定を行い、多様な働き方の実現に向けた取組を推進している。 ・工期は猛暑日等を考慮して設定のうえ、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合など、受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行っている。 ・これまで「現場環境改善費(工事計上)に含めていた熱中症・避暑対策費を切り出し、令和7年度からは国の取扱いに準じ、現場で実施した費用については、率計上の50%を上限として、設計変更により積上げ計上している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・週休2日アンケート結果では、天候に左右される現場で工程調整が必要となるほか、繁忙期には労務やダンブ等の確保が難しく、下請けとの調整に苦慮し、やむを得ず休日に施工せざるを得ない状況が課題となっている。 ・市町村における取組実施率は、令和7年度調査で83.7%と全国平均を上回り、多くの地域で導入が進んでいる。一方、一部地域で導入率が相対的に低く、地域間での取組状況に差が見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な工期設定を行うとともに、早期発注と施工時期の平準化を図り、適期施工を徹底することで、週休2日の確保に努めている。 ・市町村に対して、発注者協議会を通じ周知 ・担い手3法の改正を踏まえ、北海道開発局と連携して、道内178市町村を対象に週休2日工事など働き方改革に関する取組について個別にアリアンを行い、導入にあたっての課題を把握するとともに、他市町村の好事例を紹介することで、取組の促進を図ったところ。 ・令和8年度においても、開発局と連携し、未導入の市町村を対象に、入札契約適正化キャラバンを通じて、導入に向けた働きかけを行う。 		
北海道・東北 ブロック	青森県		◎	★				<ul style="list-style-type: none"> ・本県発注工事においては、工期設定に標準工事日数を活用しており、想定工期に7月1日～9月30日を1日以上含む場合、猛暑による作業休止を考慮し、標準工事日数に9日追加して設定することとしている。 ・標準工事日数は統計データで設定したものであるため、受注者の工程表を基に工期を変更するのは当然と考えており、変形労働時間制の導入に対応した工期変更も当然と考えている。 ・受注者が働く時間を選びやすい環境を整えるため、早期発注と余裕期間制度の活用、柔軟な工期変更をさらに推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・直轄工事で週休2日の取得に要する費用を計上しないとした一方で、県・市町村には必要となる経費を適正に計上する等、引き続き適切な対応に努めていただくようお願いする、という国からの事務連絡をふまえ、今後の運用を検討中。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国や他県の動向を踏まえながら、建設業協会と綿密な意見交換を行いつつ対応策を検討する。 		
北海道・東北 ブロック	岩手県			★				<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年10月1日適用として、岩手県週休2日工事実施要領を改定し、発注時は国土交通省の要領に準じた完全週休2日(土日)工事Ⅱ型を標準として発注することとした。これについては、積算基準の改定と併せて、市町村に対して説明を実施。 ※令和7年8月29日：積算基準改定説明会、同9月5日：発注者協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・猛暑対策として、WBGT31℃以上の時間数を集計し日数換算し工期延長を行う。 ・設計変更ガイドラインにより、受注者の責によらない事由により工期変更が必要となった場合には、柔軟に対応することとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業界から、天候の影響等により土日に工事を行う必要がある場合は、柔軟な休日の設定等を認めるよう求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域懇談会等の意見交換の場を通じて、完全週休2日への移行を働きかけている。 ・7月に県内全13地区の建設業各支部との地域懇談会、9月に団体別(建設業、電業、空調・衛生)意見交換会を3回実施。 	
北海道・東北 ブロック	宮城県	○				◎	★	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、すべての工事を週休2日工事として発注。 ・令和7年11月より受注者希望型で「完全週休2日」を導入 ・工事着手前「通期の週休2日」、「月単位の週休2日」、「完全週休2日」のいずれに組み込むか協議する。 ・「現場閉所型」を基本とするが、「交替制」も適用可能であり、受注者が現場条件等に応じて柔軟に選択可能。 ・補正係数については、国に準じて通期の補正係数を廃止し、完全週休2日の補正係数を令和7年11月より新設している。 ・令和8年4月より、工事成績における加点措置および証明書の発行を廃止している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・猛暑日(WBGT値)を考慮した工期設定 ・想定以上に猛暑日が確認された場合、適切な工期変更と変更日数に応じた増加費用の計上。 ・現場管理費、現場環境改善費での熱中症対策費用の計上 	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし 		
北海道・東北 ブロック	秋田県			★				<ul style="list-style-type: none"> 【R7.10～の運用】 ○全ての工事を対象に、完全週休2日(土日)を前提として、発注者指定型により発注することを原則とした。(港湾工事を除く) ○受注者が、完全週休2日(土日)又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択 ○現場閉所困難工事については、完全週休2日交替制を原則 ○完全週休2日の実施状況により工事成績評価の加点実施を継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・R5の猛暑を踏まえた不稼働日を算定し、R6.1に猛暑日を考慮した工期設定を導入 	<ul style="list-style-type: none"> 【週休2日】 ・業界全体に週休2日が浸透したものの、補正値による金額が低いとの声がある。 【猛暑対策】 ・降雨や猛暑による作業不能日は、気象観測地点によりはらつきが大きい 	<ul style="list-style-type: none"> 【週休2日】 ・国に準じた週休2日補正の廃止、継続を検討中 【猛暑対策】 ・代表地点として中央値を採用 	

工事における週休2日を含む多様な働き方の運用状況について

・令和6年4月1日より、建設業へ時間外労働の上限規制が適用されている状況。
 ・週休2日の運用状況を確認させていただくとともに、自治体毎の課題や対応策について、また、週休2日を含めた多様な働き方について議論させていただくとともに、横展開をしたい。
 ※対象は土木工事(宮繕工事、港湾空港工事、機械設備工事、電気通信工事は対象外)とする。
 ※直轄では、建設業の働き方改革を推進する観点から、これまで週休2日の確保にあたって必要となる費用の計上等を行ってきたところであるが、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け、多様な働き方が求められていることから、令和8年度より、地域の実情や現場の状況等を踏まえ、週休2日や交替制など、適切な方法により取り組むものとしている。

ブロック名	都道府県・政令市名	R8週休2日の運用状況(R8.4時点)						制度の補足説明(あれば)	多様な働き方の実現に向けた取組 (猛暑対策、変形労働時間制、工期変更等)	現運用の課題	課題への対応策(案)	備考
		発注者指定			受注者希望							
		週期 ○	月単位 ◎	完全 週休2日 (土日) ★	週期 ○	月単位 ◎	完全 週休2日 (土日) ★					
北海道・東北 ブロック	山形県		◎				<ul style="list-style-type: none"> 令和6年10月以降、緊急を要する工事を除き、発注者指定型の「月単位週休2日」により当初発注しており、実施状況に応じた補正率に変更している(やむを得ない場合には、通期の4週8休を認めている)。 令和7年10月からは完全週休2日(土日)の補正率を導入し、当初発注の月単位から受注者の希望に応じ適用している(受注者希望型は廃止) 令和8年10月からは、完全週休2日(土日)を当初発注から適用する予定 	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症対策として、国交省の標準積算基準に基づき、現場環境改善費において現場における施設、設備に要した費用の積み上げ計上を実施。また、真夏日率に応じた現場管理費率の補正を導入している。 工期算定にあたっては、令和6年10月から猛暑日を考慮した両休率を採用している。 	<ul style="list-style-type: none"> 山形県では、現在、発注者指定型の「月単位の週休2日」で発注しているものの、やむを得ない理由等により通期を含めた週休2日での実施率は9割程度であることから、まだまだ完全週休2日に向けて取組みを継続する必要がある。 国土交通省では令和8年度から週休2日に係る補正率を廃止したものの、県レベルでの完全週休2日の普及促進には、インセンティブ(補正率)の継続は必要と考えている。県独自に補正率を継続した場合、補助事業や交付金事業の対象となるのかなどの整理が必要 市町村事業においても、県の積算基準を準用しているため、同様の整理が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省では週休2日の補正がなくなったため、月単位の週休2日や完全週休2日の実施状況を確認のうえ、完全週休2日の取組がについて業界との意見交換や、国土交通省へ照会を行い検討する。 		
北海道・東北 ブロック	福島県	○	◎	★			<ul style="list-style-type: none"> ◎ R7年度から原則、月単位の週休2日(発注者指定型)により発注している ★ 完全週休2日はR6年度から試行しているが、完全週休2日以外で発注した工事であっても、完全週休2日への変更を可能としている。(工事成績評定の加点(完全週休2日:3点、週休2日(月単位):2点)が異なるため。) 	<ul style="list-style-type: none"> 猛暑対策として、令和7年度から現場環境改善費へ避暑対策費を積上げ計上することとしている(令和8年6月に、上限を現場環境改善費率分で計上される額の100%に改正予定(現行は50%)。また、真夏日の日数による現場管理費の補正や、過去5年のWBG値データに基づき算出した猛暑による作業不可能日数を当初の標準工期に加えた工期の設定を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 土木分野では、修繕工事などの現場条件によっては土日に工事をせざるを得ない場合がある。 また、建築分野では、建築・電気・機械の3工種が週単位で工程管理を行っており、それぞれに下請業者が多数となることから、工事ごとに一斉に現場閉所を行う完全週休2日が困難との意見がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 建設関係団体と意見交換を行いながら、解決策を検討していく。 		
北海道・東北 ブロック	札幌市	○			◎	★	<ul style="list-style-type: none"> ◎全ての工事を対象に、当初から月単位の4週8休の経費補正をしたうえで工事を発注。社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所することが困難な工事については、週休2日交替制適用工事を実施(受注者希望方式)★完全週休2日(土日)を実施した工事は経費を補正し、増額変更を行う。工事成績での加点はなし。 ○受注者が月単位を希望しない場合は、通期の週休2日を行うことを指定。達成できない場合は、経費補正による減額変更を行う。また、明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績で減点。 	<ul style="list-style-type: none"> 【猛暑等への対応について】 熱中症対策に係る経費に関して、市内全域の主たる工種が屋外作業である土木工事を対象として、工期中の日最高気温が30℃以上(暑さ指数(WBGT)25℃以上も同様)の日の割合に応じて、現場管理費の補正を試行。 また、共通仮設費における現場環境改善費のうち、現場の施設や設備に対する熱中症対策・防熱対策に係る内容については、協議のうえで率計上分には含まず、積上げ計上を行う。 【労働時間確保への取組】 全国的な猛暑日(WBGT値31以上等)の増加を踏まえ、工期設定時に「8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数」を考慮し、両休率を設定。 猛暑日及び著しい悪天候による作業不稼働日が多く発生した場合は、協議のうえで適切な工期変更を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 完全週休2日(土日)の実施について、現場条件が市街地等の工事では、やむを得ず土日作業が必要となることが見込まれる。 近年の猛暑日の増加を踏まえた熱中症対策としては、経費による補正や積上げ計上だけでなく、フレックスタイムにより気温が高い時間帯での作業を避けるなど、働き方による対策も考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 週休2日に関しては、やむを得ない場合は受発注者で協議を行い、計画的に現場閉所の振替えを行うように周知することで、技術者等の休日を確保していく。 熱中症対策等に関しては、国や他の自治体の導入状況を見直し、検討していく。 		
北海道・東北 ブロック	仙台市		◎	★			<ul style="list-style-type: none"> R7.10より完全週休2日制を本格導入し、交替制へ完全週休2日の適用を開始し、通期については補正対象から除外した。 ★ 猛暑時間の施工回避や時差出勤等を考慮し、設計図書に「施工時間帯」が労働者の勤務時間や実際に施工を行う時間帯を拘束するものではないことと、協議によりこれを変更可能である旨を明記している。 	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症のリスクが高い作業が猛暑期間にかららないよう、可能な範囲で猛暑期間の現場施工を回避した工事発注に努めることとしている。 猛暑時間の施工回避や時差出勤等を考慮し、設計図書に「施工時間帯」が労働者の勤務時間や実際に施工を行う時間帯を拘束するものではないことと、協議によりこれを変更可能である旨を明記している。 	<ul style="list-style-type: none"> 完全週休2日の本格導入後も、地元業界からの課題等意見は特になげられていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 引続き、業界と意見交換を行いながら、地域の実情や現場の状況等に応じた、多様な働き方を推進していく。 		

工事における週休2日を含む多様な働き方の運用状況について

・令和6年4月1日より、建設業へ時間外労働の上限規制が適用されている状況。
 ・週休2日の運用状況を確認させていただくとともに、自治体毎の課題や対応策について、また、週休2日を含めた多様な働き方について議論させていただくとともに、横展開をしたい。
 ※対象は土木工事(宮繕工事、港湾空港工事、機械設備工事、電気通信工事は対象外)とする。
 ※直轄では、建設業の働き方改革を推進する観点から、これまで週休2日の確保にあたって必要となる費用の計上等を行ってきたところであるが、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け、多様な働き方が求められていることから、令和8年度より、地域の実情や現場の状況等を踏まえ、週休2日や交替制など、適切な方法により取り組むものとしている。

ブロック名	都道府県・政令市名	R8週休2日の運用状況(R8.4時点)						制度の補足説明(あれば)	多様な働き方の実現に向けた取組 (猛暑対策、変形労働時間制、工期変更等)	現運用の課題	課題への対応策(案)	備考
		発注者指定			受注者希望							
		通期 ○	月単位 ◎	完全 週休2日 (土日) ★	通期 ○	月単位 ◎	完全 週休2日 (土日) ★					
関東ブロック	茨城県		◎	★				◎★R8.1より、他の自治体等の実施状況も踏まえ「実作業期間が5日未満の工事」を除き、原則全ての工事で発注者指定型により発注している。 当初の予定価格から、週休2日の補正係数を適用 完全週休2日(土日)を基本としつつ、4週8休体制(月単位)も選択可能としている。	・国や県発注工事では週休2日が履行されているが、民間工事等では現在も土日に施工する現場があることから、更なる働き方改革を進めるため、建設企業の休暇制度自体が週休2日となることが望ましいと考えている。 ・近年の猛暑下においては、休憩時間を増やすなど施工効率を落として対応となる場合が多いことから、建設協会からは、猛暑下における施工に配慮した歩掛の設定を求め声がある。	・茨城県建設業協会の調査によれば、就業規則上の休暇制度が4週8休(完全週休2日を含む)の企業は増加傾向にあるものの、5割程度である。(令和7年度調査) ・市町村工事においても週休2日が進むよう、実施を促していく。 ・猛暑下での施工は、就労者数の減少や高齢化等により労働者の確保が難しくなっている意見を踏まえ、間接経費だけでなく、直接工事費における経費計上も検討が必要と思われる。		
関東ブロック	栃木県	○			○	◎	★	「熱中症対策に係る現場管理費の補正」により費用を計上するほか、令和7年10月には「土木工事における現場環境改善費の実施要領」を改定し、猛暑・厳冬対策について別途積み上げ計上する方法に変更した。 また、工期が6月から10月の夏季にかかる場合には、想定される猛暑日の日数をあらかじめ工期に追加した上で発注することとしており、工期が不足する場合には工期延伸協議を可能としている。	・発注者指定型による実施率の向上。 ・市町村における実施率の向上。	・現場閉所率4週8休を達成できなかった工事に対しアンケート調査を行い課題を抽出し、普及促進を図る。 ・市町村への理解促進のため、昨年度に引き続き直接訪問を実施する。		
関東ブロック	群馬県		◎	★		◎	★	・災害応急など緊急対応工事を除くすべての工事を発注者指定型で発注 ・当面の間は経費補正・工事成績評定への加点を継続 ・令和7年度は交替制の週休2日(完全週休2日・月単位)を新設。また、いわゆる雨振替(自然的な事象による現場閉所日の振替)を猛暑にも適用可能にした	・猛暑による不稼働を考慮した工期設定の実施(令和6年度～) ・1日の施工時間帯を柔軟に設定可能とし、猛暑時間を回避する働き方を試行(令和8年度～) ・猛暑期間を休工可能とする工事発注の試行や、変形労働時間制の活用検討(令和8年度～)	【週休2日制】 ①直轄工事における経費補正の廃止を受け、県発注工事における経費補正の存続について、業界から強く求められることが懸念される。また、県発注工事において経費補正を廃止した場合には、業界における週休2日制の取組が後退するおそれがある。 ②市町村発注工事における週休2日制対象工事の公告件数・実施率の向上	【週休2日制】 ①当面の間、経費補正・工事成績評定への加点を継続 ②国による「入札契約改善に向けたハズオン支援事業」(R7)のフォローアップを兼ねて、市町村における週休2日制の取組促進を支援する	
関東ブロック	埼玉県	○	◎	★				・緊急工事等の対象外工事を除く全工事で発注者指定型による発注を実施。 ・現場閉所が困難な工事を対象に「交替制」を実施。 ・当初積算では完全週休2日の補正係数を適用し、達成状況が完全週休2日に満たない場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更し、月単位の週休2日に満たない場合は補正係数を除いた変更契約を行っている。	・熱中症対策に係る費用として、工事期間中における真夏日の割合に応じて、現場管理費を上乗せ補正する取組みを試行 ・避暑・避寒対策費としての現場環境改善費を積算基準の改定に先んじて改定 ・猛暑日を不稼働日とした工期の算定	・業界団体への通知 ・契約時に現場代理人と監督員が取り交わす確認票に「工事着手前～熱中症対策に関する打合せを行うこと」、「作業時に必要な対策・体制をとること」を明記し、適切な熱中症対策への取組を促進していく。 ・市町村向けの説明会や個別訪問の実施	運用状況については、県土整備部発注工事におけるものになります。	
関東ブロック	千葉県	○	◎				★	建設現場で多様な働き方を実現するため、発注者として、適切な工期の設定や熱中症対策の充実など、働きやすい環境づくりを進めています。工期が決める際には、週休2日を確保することに加え、前年度の猛暑日を踏まえて雨休率を設定し、無理のないスケジュールとなるよう配慮しています。 また、熱中症対策に必要な費用については、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領」に基づき、現場管理費を加算する形で対応しています。また熱中症対策を含む現場環境改善費については、「積算の手引き」を策定したところであり、費用の適切な計上に努めてまいります。	市町村は発注工事への普及促進	市町村への個別訪問を実施		

工事における週休2日を含む多様な働き方の運用状況について

・令和6年4月1日より、建設業へ時間外労働の上限規制が適用されている状況。
 ・週休2日の運用状況を確認させていただくとともに、自治体毎の課題や対応策について、また、週休2日を含めた多様な働き方について議論させていただくとともに、横展開をしたい。
 ※対象は土木工事(宮繕工事、港湾空港工事、機械設備工事、電気通信工事は対象外)とする。
 ※直轄では、建設業の働き方改革を推進する観点から、これまで週休2日の確保にあたって必要となる費用の計上等を行ってきたところであるが、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け、多様な働き方が求められていることから、令和8年度より、地域の実情や現場の状況等を踏まえ、週休2日や交替制など、適切な方法により取り組むものとしている。

ブロック名	都道府県・政令市名	R8週休2日の運用状況(R8.4時点)						制度の補足説明(あれば)	多様な働き方の実現に向けた取組 (猛暑対策、変形労働時間制、工期変更等)	現運用の課題	課題への対応策(案)	備考
		発注者指定			受注者希望							
		通期 ○	月単位 ◎	完全 週休2日 (土日) ★	通期 ○	月単位 ◎	完全 週休2日 (土日) ★					
関東ブロック	東京都		◎	★				<ul style="list-style-type: none"> ・工期が一月未満の工事などを除き、原則、週休2日の対象としている。近年、対象工事のほぼ全てにおいて、週休2日が確保されていることから、工事成績評定での加点は令和6年度より行っていない。 ・令和7年10月1日から、原則週単位(完全週休2日(土日))の週休2日制確保工事(発注者指定)へ改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・猛暑等を考慮した工期設定について ・東京都建設局が発注する土木工事においては、当初工期の設定において、猛暑日(WBGT値31以上の実績時間から日数を算定)を考慮した割増し補正(5%)を実施。 ・より働きやすい環境整備に向け、熱中症対策の一環として作業の一時的な中止を行い、工期延伸等が必要な場合には、受発注者協議の上、設計変更。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村発注工事への普及促進。 ・都内区市町村から以下の意見が出ており、週休2日制確保工事の導入に向けた検討に当たっていない自治体もある。 ・工期の長期化に懸念がある ・休日の増加に伴う日給労働者への影響を懸念する声が多い業者からある 	<ul style="list-style-type: none"> ・都内の全区市町村が会する協議会を活用し、再度、週休2日の意義や重要性、週休2日の対象工事の考え方などを、国とも連携して説明している。 	
関東ブロック	神奈川県	○	◎	★			<ul style="list-style-type: none"> ◎災害復旧工事等の緊急を要する工事を除く全ての工事を、月単位の週休2日として発注(発注者指定型) 月単位の週休2日を達成できなかった場合には、経費補正により減額変更なお、明らかに月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合には1点減点 ★完全週休2日を達成した場合は、経費補正により増額変更し、工事成績評定において1点加点 ○通期の週休2日の場合は、経費補正による増額・減額変更及び工事成績評定の加点無し 	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症対策について、本県では国と同様に、現場管理費の補正による作業員個人の熱中症対策費用だけでなく、現場環境改善費の率分で計上される費用の50%を上限として、現場の施設等に関する熱中症対策費用を積み上げ計上している。 また、「猛暑日」と定義した日数を現場不稼働日数として工期算出に反映し、工期を設定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・週休2日制を達成した多くの工事が完全週休2日を達成しており、国が週休2日の取得に要する費用の計上等による試行を完了させたことも踏まえ、経費補正や成績評定への反映など、これまで実施してきた週休2日の取り組みを継続するか、若しくは完了(部分的な完了・廃止を含む)するか、検討が必要。 ・週休2日の取組が未実施の市町村に対しては、引き続き取組を推進していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国や他都道府県の取組状況等を踏まえ、制度見直しを検討していく。 ・建設業団体とも連携して、市町村幹部に対する直接訪問などの働きかけを実施する。 		
関東ブロック	山梨県	○	◎	★			<ul style="list-style-type: none"> ◎災害復旧工事等の緊急を要する工事を除き、原則全ての工事を月単位の週休2日として発注。(労務費、経費を補正し発注。受注者の計画に基づく取り組みの達成状況に応じて増減) ★受注者の取り組みにより、完全週休2日(土日)が達成できた場合、補正係数の割増及び成績評定の加点を実施 ○受注者の取り組みにより、通期の週休2日となった場合は、補正係数を減じ さらに、通期の取り組みが達成できない場合は、成績評定を減点。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な工期設定を行うため雨天率とは別に猛暑日日数を工期日数へ加算する及び設定方法(過去6年分の平均値を最大値)を変更 ・休日確保の促進を図るため設定工期の内訳を明示 ・作業環境の改善等図るため現場環境改善費の要領を策定(R7.6から運用しR8.5改定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の週休2日の取り組み推進 ・国は週休2日工事の費用計上を実施しないこと(R8.4)から、週休2日の取り組みにおける費用の計上や成績評定について検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村担当課との協議、首長への働きかけを行う。 ・週休2日の取り組みにおける費用を計上しないこと及び週休2日を未達成であっても成績評定を減点しない運用に改定(R8.5) 		
関東ブロック	長野県	○	◎	★			<ul style="list-style-type: none"> ○災害復旧等の緊急を要する工事、現場施工期間が1週間未満の工事及び地域の事情等により現場閉鎖が困難な工事を除き、 ・全て発注者指定方式の週休2日を実施。 ・令和6年10月から月単位の週休2日工事を原則適用。 ・週休2日(土日)を達成した工事は成績評定で加点。 ・令和7年10月からは「週単位の週休2日(土日)」を適用。 ※長野県では完全週休2日を(土日祝日)と定義しているため、週単位(土日)を表記している ※令和8年10月から週休2日の取得に要する費用の計上は行わない方針 	<ul style="list-style-type: none"> ・「猛暑期間の施工回避」について、令和8年度から特記仕様書へ明文化し、受注者と協議の上、柔軟な対応に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「猛暑期間を休工可能とする工事発注」について、中小企業においても実施可能なか等、課題やニーズを建設業界と意見交換をしながら、導入の可否について検討していきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国や他自治体の動向も参考にしたいので、今後も情報共有をお願いしたい。 		
関東ブロック	さいたま市	○	◎	★			<ul style="list-style-type: none"> ・対象期間が1週間未満の工事や緊急対応が求められる工事などを除き、原則発注者指定型による週休2日の対象工事としている。 ・令和7年10月より、週単位の週休2日制を導入するとともに、「交替制」を新設予定。 ・週単位・月単位では補正係数で差を付ける予定である。 ・実施による成績評定への加点は行っていないが、通期の4週8休達成の場合は、成績評定の休日確保を評価する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・厳しさを増す現場環境への対応や労働時間の確保を目的として、変形労働時間制の活用を週休2日実施要領に反映している。あわせて、熱中症対策として、現場環境改善費の積み上げ計上、現場管理費補正、猛暑日日数を考慮した工期設定、一日の作業時間の変更等の取組を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状、特になし 	<ul style="list-style-type: none"> ・業界との意見交換や地域の実状を踏まえつつ、国や他都市の状況を参考にしながら検討を進める。 		

工事における週休2日を含む多様な働き方の運用状況について

・令和6年4月1日より、建設業へ時間外労働の上限規制が適用されている状況。
 ・週休2日の運用状況を確認させていただくとともに、自治体毎の課題や対応策について、また、週休2日を含めた多様な働き方について議論させていただくとともに、横展開をしたい。
 ※対象は土木工事(宮橋工事、港湾空港工事、機械設備工事、電気通信工事は対象外)とする。
 ※直轄では、建設業の働き方改革を推進する観点から、これまで週休2日の確保にあたって必要となる費用の計上等を行ってきたところであるが、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け、多様な働き方が求められていることから、令和8年度より、地域の実情や現場の状況等を踏まえ、週休2日や交替制など、適切な方法により取り組むものとしている。

ブロック名	都道府県・政令市名	R8週休2日の運用状況(R8.4時点)						制度の補足説明(あれば)	多様な働き方の実現に向けた取組 (猛暑対策、変形労働時間制、工期変更等)	現運用の課題	課題への対応策(案)	備考
		発注者指定			受注者希望							
		週期 ○	月単位 ◎	完全週休2日(土日) ★	週期 ○	月単位 ◎	完全週休2日(土日) ★					
関東ブロック	千葉市	○	◎	★	○	◎	★	◎◎★令和7年10月より、原則、全て工事で発注者指定型による完全週休2日を実施。当初の予定価格において完全週休2日の補正係数を適用。	熱中症対策に資する現場管理費補正や避暑(熱中症予防)、防寒対策に関する現場環境改善費の積上げ計上により、適切に猛暑対策費用を計上するほか、必要に応じ、作業開始時間の前倒しや工期変更等を実施している。	・完全週休2日(土日)は、地元調整により、土日に工事が行われ、達成がでないケースがある。 ・完全週休2日制が定着してきていることから、国の積算基準改定を踏まえ、補正係数廃止のタイミングを検討している。	他都県の動向を注視するとともに、協会と意見交換を行い、制度見直しを検討している。	
関東ブロック	横浜市	○	◎	★				◎◎★原則、全て発注者指定方式の完全週休2日を実施。当初の予定価格において完全週休2日の補正係数を適用。 ◎★完全週休2日・月単位を達成した場合は成績の加点を実施。 ○通期を達成できなかった場合は成績の減点を実施。	・R元.8から土木工事において、熱中症対策に資する現場管理費の補正を試行的に実施 ・R6.3から夏の暑さによる作業不能日も工期設定に反映	・夏の暑さによる作業不能日の算定において過去5年平均だと実態と乖離している。	—	
関東ブロック	川崎市	○	◎	★	○	◎	★	◎◎★一部工事を除き、原則全て週休2日を実施(Ⅰ型、Ⅱ型を設定)。当初設計時は完全週休2日の補正係数を用いて積算。受注者において完全週休2日、月単位、通期を選択。実施状況に応じて変更。	・令和5年7月から猛暑日を考慮した工期設定を実施 ・令和8年4月から施設や設備により、熱中症対策を適切に実施し、建設現場の労働環境改善を図ることを目的とした「現場環境改善費(熱中症対策)の積み上げ計上に関する試行要領」を施行	特になし	—	
関東ブロック	相模原市		◎	★		◎	★	R7.7制度改定(主な内容) ★1)完全週休2日制の導入。2)完全週休2日に係る工事成績評価は行わない。3)当初設計金額の算出は、完全週休2日の補正係数を用いて積算する ※対象工事は、全て発注者指定方式により実施。対象外工事のうち、市が指定したものを受注者希望方式として実施。	・猛暑対策として、猛暑日を不稼働日とした工期設定(R8年度は最大20日間)を実施している。 ・熱中症対策として、現場管理費の補正(R7.7月～)及び現場環境改善費での積み上げ計上(R7.7月～)率分の50%上限)を実施している。 ・建設業の担い手の多様化に際し、R7.7月より外国人労働者への安全衛生教育の留意事項を定めた「工事中の安全確保に関する共通特記仕様書」を作成し、運用している。	制度改定後、市内建設業者から課題等の意見は受けていない。	今後、発生した課題等については、必要対策を柔軟に対応していきたい。	
北陸ブロック	新潟県		◎		○	◎	★	◎原則全ての工事において、月単位の発注者指定型(現場閉所)の週休2日を実施する(令和7年10月20以降適用(緊急工事、施工短期工事を除く))。 ◎発注時に月単位の補正係数により予定価格を算出。 ★契約後、受注者が希望して完全週休2日(土日)を達成した場合は増額変更し、工事成績で加点。 ○月単位を達成できなかった場合は減額。通期に取り組む姿勢がない場合は減点。	・R7.10.20から完全週休2日(土日)を導入したところ、土日に施工を行わざる得ない場合は、事前協議により同一週内または翌週5日以内に代替日を設定し現場閉所を実施することで、達成したものとみなすものとし、猛暑等による現場閉所日を週休2日達成に活用しやすくしている。 ・発注時の工期設定において、猛暑日による作業不能日数を付与(5日～15日)している。 ・猛暑対策サポートパッケージに準拠し「猛暑対策に必要な経費等の確保」について引き続き取り組み、「猛暑期間・時間の作業回避」については国の動向に注視するとともに、関係団体の声も聴きながら検討している。	・令和8年度の国土交通省の積算基準改定で、直轄土木工事では週休2日の取得に要する費用の計上(労務費・共通仮設費・現場管理費の補正)はなくなったが、港湾工事では今年度も継続された。 ・当県の週休2日の取組は、国交省に準拠した運用を半年遅れて適用している。今年度10月の改定では、土木工事では廃止、港湾工事では継続と考えているが、その場合、土木工事の受注者から不満の声が上がる事が想定される。	・他自治体の動向を注視しながら検討する。	
北陸ブロック	富山県			★				★原則、全ての工事で発注者指定型の完全週休2日(土日)を実施。 施工日が気象条件に左右される等、現場条件により土日完全週休2日の確保が困難な場合は、柔軟運用も可能とする。(土日に代わる振替休日の取得、交替制による完全週休2日など) 週単位及び月単位の週休2日の補正係数を廃止(R8.4.1～)。 ※港湾・漁港工事を除く	熱中症対策として、現場管理費補正により主に作業員個人に対しての熱中症対策に要する費用を計上。 令和7年6月から熱中症・防寒対策に要する主に現場の施設や設備に対しての費用を現場環境改善費の積み上げ分として計上。 令和8年度からは、より効果的な現場環境改善が図られるよう、積み上げ計上分の上限額等を引き上げ。(率計上額のR7:50%⇒R8:100%) 厳しい現場環境による作業効率低下に対しても労働時間を確保できるよう、工期設定においては、降雨・降雪や猛暑日日数を天候等による作業不能日として考慮しているほか、余裕期間制度の活用を行っている。	完全週休2日(土日)を目指し、取組みを加速させる必要がある一方で、施工日が気象条件に左右される等、土日に作業を余裕なくされる場合の柔軟な対応が課題。	週休2日工事の質の向上に向けた取組みとして、①土日現場閉所の啓発チラシの掲載、②完全週休2日(土日)工事を原則化、③週休2日適正工期発注宣言を実施している。 施工日が気象条件に左右される等、現場条件により完全週休2日(土日)の確保が困難な場合は、柔軟運用も可能とする。(土日に代わる振替休日の取得、交替制による完全週休2日など)	

工事における週休2日を含む多様な働き方の運用状況について

・令和6年4月1日より、建設業へ時間外労働の上限規制が適用されている状況。
 ・週休2日の運用状況を確認させていただくとともに、自治体毎の課題や対応策について、また、週休2日を含めた多様な働き方について議論させていただくとともに、横展開をしたい。
 ※対象は土木工事(宮繕工事、港湾空港工事、機械設備工事、電気通信工事は対象外)とする。
 ※直轄では、建設業の働き方改革を推進する観点から、これまで週休2日の確保にあたって必要となる費用の計上等を行ってきたところであるが、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け、多様な働き方が求められていることから、令和8年度より、地域の実情や現場の状況等を踏まえ、週休2日や交替制など、適切な方法により取り組むものとしている。

ブロック名	都道府県・政令市名	R8週休2日の運用状況(R8.4時点)						制度の補足説明(あれば)	多様な働き方の実現に向けた取組 (猛暑対策、変形労働時間制、工期変更等)	現運用の課題	課題への対応策(案)	備考
		発注者指定			受注者希望							
		週期 ○	月単位 ◎	完全 週休2日 (土日) ★	週期 ○	月単位 ◎	完全 週休2日 (土日) ★					
北陸ブロック	石川県	○	◎	★	○	◎	★	(令和7年10月1日から適用) 原則、災害復旧工事を含む全ての工事において、発注者指定型週単位の週休2日を実施(土日に限らない) ◎◎工事完了時に週休2日の達成状況を確認し、週単位が達成できていない場合は、それに応じて、月単位や週期へ変更を行う。 災害復旧工事のみ、協議の上、交代制へ変更可能。 週休2日を達成すれば、成績の加点を実施。	熱中症予防に関する費用を作業環境の改善費として、工種に応じた現場環境改善費の上限50または100%までを積上計上している。また、工事期間中の真夏日の日数に応じて、作業員の水分補給など、熱中症対策に係る費用は現場管理費の補正計上している。工期については、原則すべての工事で、余裕のある工期で発注し、受注者が建設資材や労働者を確保する期間を考慮したうえで、工期を自由に選択できる余裕期制度(フレックス方式)を導入している。	土日完全週休2日の導入時期 工期による熱中症対策費用積上上限の違い	受注者や業界団体との意見交換等を通して対応を検討していく。 各発注工種区分に応じた積算基準書に準拠していく。	
北陸ブロック	新潟市		◎			◎	★	◎★土木工事は災害復旧工事(本復旧)も含め、原則、当初設計額400万円以上の全ての工事で月単位の発注者指定型の週休2日を実施。 (ただし、緊急性を要する場合等、週休2日の確保が妥当でないと判断される工事や現場施工期間が休日を含めて7日間未満の工事を除く) 発注時に月単位の補正係数により予定価格を算出、完全週休2日(土日)を達成した場合は増額変更し、工事成績で加点。月単位を達成できなかった場合は減額。取り組み姿勢がない場合は減点。		・小規模工事の実施状況	・R6年度まで受注者希望型で発注していた1,000万円未満の小規模工事について、R7年度から「週期」補正を行って発注したことにより、実施率が上昇した。 ・R8.4月からは「月単位」補正を行って発注し、「完全週休2日(土日)」を導入したことにより、さらに実施率は上昇するものと考えており、引き続き実施状況の把握に努める。	
中部ブロック	愛知県	○	◎	★				◎◎★緊急の応急復旧工事等の例外を除き、すべて発注者指定方式の週休2日を実施。原則、「完全週休2日(土日)」での発注とする。なお、「週休2日工事の取組」を完全週休2日工事の達成もしくは月単位での週休2日の達成状況に応じ発注しており、週休2日工事の達成状況により、総合評価での加点を実施している。 また、経費については、国に準じた経費補正率を2025年10月から適用している。	・熱中症対策に係る費用に関する現場管理費の補正(2020年度～) ・猛暑日を考慮した適切な工期設定(2024年度～) ・現場環境改善費の充実(2025年度、2026年度)	地元建設業団体からは、経費補正の増加についての要望がでているが、業者へのインセンティブを強化する等、制度のさらなる定着を図る必要がある。	完全週休2日の取組を推し進めるため、現在実施している週休2日工事の達成状況による総合評価における加点について、評価内容を検討していく。	
中部ブロック	岐阜県	○	◎	★				◎◎★緊急の応急復旧工事等の例外を除き、すべて発注者指定方式の週休2日を実施。経費については、国の所管省庁ごとに定められた経費補正を準用している。県独自の取り組みとして、完全週休2日(土日)や月単位の達成状況に応じ、工事成績評定の加点を行っている。 令和7年7月1日以降の積算に係る工事から適用。	猛暑対策については、国の方針に準拠した制度を導入し、猛暑対策に係る経費を現場管理費および共通仮設費として計上できることを特記仕様書に明示している。これにより、受注者が必要な暑さ対策を講じやすい環境整備を図っている。 工期および施工時間については、週休2日や猛暑を考慮した工期を設定し、契約約款および共通仕様書に基づき、受発注者間の協議で変更を可能としている。猛暑期間や特に高温となる時間帯を回避した施工が行いやすくなるよう、引き続き、現場の実情を踏まえた柔軟な対応を検討する。 また、多様な働き方への対応として、「ぎる建設人材育成リーディング企業認定制度」を設け、建設業における労働環境の改善や人材育成に積極的に取り組む企業を支援している。認定審査においては、岐阜県が進める「働いてもらい方改革」に対応した多様な働き方制度の整備状況を評価項目の一つとすることを検討している。 これらの取組を通じ、建設現場の働きやすさの向上と、担い手の確保・定着を一体的に進めていく。	県は土木・建築部局と農林部局が共通して、週休2日に関する実施要領を定めている。令和9年度から国土交通省、農林水産省については経費計上を廃止する方針となっているが、林野庁は引き続き経費計上を行う方針となっている。各所管省庁に従うこととしており、適用時の運用が異なり、県全体の統一化はできていない。	省庁間で制度内容が異なることから、建設企業が分かりやすい制度となるよう、可能な範囲で省庁間の制度統一が望まれる。	

工事における週休2日を含む多様な働き方の運用状況について

・令和6年4月1日より、建設業へ時間外労働の上限規制が適用されている状況。
 ・週休2日の運用状況を確認させていただくとともに、自治体毎の課題や対応策について、また、週休2日を含めた多様な働き方について議論させていただくとともに、横展開をしたい。
 ※対象は土木工事(宮繕工事、港湾空港工事、機械設備工事、電気通信工事は対象外)とする。
 ※直轄では、建設業の働き方改革を推進する観点から、これまで週休2日の確保にあたって必要となる費用の計上等を行ってきたところであるが、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け、多様な働き方が求められていることから、令和8年度より、地域の実情や現場の状況等を踏まえ、週休2日や交替制など、適切な方法により取り組むものとしている。

ブロック名	都道府県・政令市名	R8週休2日の運用状況(R8.4時点)						制度の補足説明(あれば)	多様な働き方の実現に向けた取組 (猛暑対策、変形労働時間制、工期変更等)	現運用の課題	課題への対応策(案)	備考
		発注者指定			受注者希望							
		週期 ○	月単位 ◎	完全 週休2日 (土日) ★	週期 ○	月単位 ◎	完全 週休2日 (土日) ★					
中部ブロック	三重県	○	◎	★				【週休2日】 ・◎★について、契約期間が90日未満となる工事(※)、または、緊急工事(※)を除き、全ての工事を発注者指定型で発注し週休2日を実施中。 ・令和7年4月に土日完全週休2日制及び交替制工事、同年7月に週単位の週休2日制工事を導入し、週休2日の定着に向け取組を推進。 ・経費: 国と同様の補正係数を採用 ・評定: 土日完全週休2日の達成で点数を加算 ※契約期間が90日未満の工事-標準的な準備期間(30日)と片付け期間(20日)を合算した日数未満の工事。 ※緊急工事: 災害時の応急復旧など、緊急対応により標準工期が確保できないなど、現場閉所が困難な工事。	【週休2日】 所管省庁(国交省営繕部、農水省、林野庁、水産庁)、所管局(港湾局)で週休2日の制度内容(経費補正)にはばらつきがある。 (例) 国交省(土木工事) 週単位補正係数 共通仮設費 1.02 現場管理費 1.03 農水省(農村基盤工事) 週単位補正係数 共通仮設費 1.05 現場管理費 1.06	【週休2日】 本県では、各所管省庁・局と同様の取組を導入・推進しており、制度が変更となった際は建設企業への周知や建設業協会への説明を実施。 現在省庁・局間で制度内容が異なることから、建設企業が分かりやすい制度となるよう、可能な範囲で省庁・局間の制度統一が望まれる。		
中部ブロック	静岡県	○	◎	★			○災害復旧工事等の緊急を要する工事を除き、全て発注者指定方式の週休2日を実施。 ○令和7年10月より完全週休2日制を導入。	○サマータイム導入工事の実施。	特になし	-		
中部ブロック	静岡市			★			★令和7年10月より週単位の週休2日、週単位の交替制モデルを導入。	・令和7年10月より現場環境改善費の遡費(熱中症予防)・避寒対策の対象工事金額を撤廃し、全ての土木工事に対象を拡大。	令和8年4月より、週休2日の取得に要する費用計上方法は見直しとなったが、費用面のメリットが無くなってしまふように感じる恐れがある。	意見交換等で積算上における計上が変更されたことについて周知していく。		
中部ブロック	浜松市	○	◎	★			○◎★設計金額400万円超の工事について、災害復旧工事等を除き、原則、発注者指定方式により、週休2日工事を実施 ★発注者指定方式により、「週単位の週休2日」を前提として発注	・着手日選択型工事の発注 ・猛暑日を考慮した工期設定、見込みを超えた場合の工期延長協議	「週単位の週休2日」について、沿線の土地利用の状況により、土日を基本とした週休2日の達成が困難な場合がある	土日の休工が困難な場合は、受発注者間の協議により、予め、これに代わる定休日を設定可能		
中部ブロック	名古屋市		◎	★			★◎災害復旧工事等の緊急を要する工事を除き、原則すべての発注者指定方式の工事で完全週休2日(土日祝)を実施。現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、週休2日交替制を実施 令和8年4月より達成による成績評定の加点を廃止。 国交省の要領改定を踏まえ、令和8年10月に経費補正を廃止の方針。		・都市部において家屋や商店が近接する箇所を実施する工事の場合、施工日を土日に限定されることがある。 ・令和8年10月の経費補正の廃止及び成績評定の加点の廃止により、週休2日制に対する受注者の意識低下を懸念している。	・やむを得ず土日祝に現場作業の場合は前後10日間の期間において現場閉所日を設けるものとしている。 ・週休2日を達成できなかった場合は成績評定での減点を検討。		
近畿ブロック	福井県			★			★緊急性の高い工事(災害に伴う緊急工事)、現場条件(完成期限や関連工事等)に影響がある工事、現場作業日数が5日以下となる工事等を除く原則すべての工事を対象に「完全週休2日工事」に指定、現場条件に制約がある工事は「週休2日工事」に指定し発注。	工期についてはあらかじめ近年の猛暑日の日数を考慮して設定しているが、猛暑対策のための工期延長については受注者からの請求に応じ柔軟に対応している。 また、熱中症警戒アラートが発表された際は①熱中症対策の徹底②作業中止の検討を受注者に対し呼びかけることとし、熱中症特別警戒アラートが発表された際は原則作業の中止を要請することとしている。 さらに、夏季休工について導入を検討中であるが、まずは国土交通省の取り組みを参考としたい。 多様な働き方の実現に関しては、現場代理人や主任技術者等が育児休業等を取得しやすい環境を整備するため、休暇期間が連続して14日以内であれば、代理を配置することで変更を要しないこととする要領を定め、4月から運用を開始した。 また、格付等のもとなる入札参加資格審査において、従業員が育休を取得した企業に対し特別項目で加算しているが、男性従業員が育休を取得した場合は加算割合を高くするなど、こどもを育てやすい福井の実現に向けた取組を進めている。	県内市町においても週休2日工事の導入がすすんでおり、今後は民間工事への展開が必要。	国による民間発注者への働きかけ		

工事における週休2日を含む多様な働き方の運用状況について

・令和6年4月1日より、建設業へ時間外労働の上限規制が適用されている状況。
 ・週休2日の運用状況を確認させていただくとともに、自治体毎の課題や対応策について、また、週休2日を含めた多様な働き方について議論させていただくとともに、横展開をしたい。
 ※対象は土木工事(宮繕工事、港湾空港工事、機械設備工事、電気通信工事は対象外)とする。
 ※直轄では、建設業の働き方改革を推進する観点から、これまで週休2日の確保にあたって必要となる費用の計上等を行ってきたところであるが、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け、多様な働き方が求められていることから、令和8年度より、地域の実情や現場の状況等を踏まえ、週休2日や交替制など、適切な方法により取り組むものとしている。

ブロック名	都道府県・政令市名	R8週休2日の運用状況(R8.4時点)						制度の補足説明(あれば)	多様な働き方の実現に向けた取組 (猛暑対策、変形労働時間制、工期変更等)	現運用の課題	課題への対応策(案)	備考
		発注者指定			受注者希望							
		通期 ○	月単位 ◎	完全 週休2日 (土日) ★	通期 ○	月単位 ◎	完全 週休2日 (土日) ★					
近畿ブロック	滋賀県			★				★災害復旧工事等の緊急を要する工事を除き、全て発注者指定方式の完全週休2日を実施。 国に準じた補正係数を計上。 総合評価において、完全週休2日に加え、国民の祝日も現場閉所する場合に加点となる評価項目を設定。	業界からは、市町発注工事においても週休2日推進の声がある。	・地域発注者協議会(分科会)のテーマとして、県の取組や導入市町の好事例の展開を図る。(地域発注者協議会開催、出前講座実施) ・首長へ直接働きかけ(キャラバン、要望時など)		
近畿ブロック	京都府	○	◎	★			◎○★建設交通部が発注する全ての土木工事を対象としている。ただし、通年維持管理工事等の単価契約工事を除く。 工事成績評定において、完全週休2日達成で加点としている。	○猛暑対策 猛暑日を考慮した工期の設定、想定以上の猛暑日が確認された場合、協議により工期延伸が可能としている。 ○ウィークリースタンス 令和7年9月に試行要領を定めワークライフバランスに取り組んでいる。 ○変形労働 国及び他府県の動向に注視しつつ対応していく予定。	令和7年9月から、原則、完全週休2日に取り組むものとしており、状況を確認していく必要がある。	京都府発注者協議会において「週休2日制工事」の適用を周知 市町村キャラバン及び入札契約キャラバンにより、「週休2日制工事」導入の働きかけ		
近畿ブロック	大阪府		◎	★	○	◎	・以下の場合を除き、原則、週休2日工事(発注者指定方式)として発注。 ①着工期間が短い工事、②単価契約工事又は緊急の応急復旧工事、 ③災害復旧工事又は復興事業にかかる工事、④供用開始日が定められ、完成期日が指定される工事、⑤計画的な週休2日の取組みについて受注者との協議を必要とする工事 上記対象外の③④の工事については、週休2日交替制工事(発注者指定方式)として発注することが可能。 ・週休2日工事(発注者指定方式)、週休2日交替制工事(発注者指定方式)の適用が困難な工事については、発注者の判断により週休2日工事(受注者希望方式)として発注することが可能。 ・受注後に事業者が、週休2日工事(発注者指定方式)は「完全週休2日(土日)」「月単位の週休2日」のいずれかを、週休2日交替制工事(発注者指定方式)は「完全週休2日交替制」「月単位の週休2日交替制」のいずれかを、週休2日工事(受注者希望方式)は「月単位の週休2日」「通期の週休2日」「月単位の週休2日交替制」「通期の週休2日交替制」のいずれかを選択。 ・現場閉所の実態に応じて補正係数を変更する。	・令和2年8月に「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」を施行し、主に作業員個人に対する熱中症対策にかかる経費について、工事費計上(変更)の対象としている。 ・令和6年4月に「工事における余裕期間制度実施要領」を施行。第1四半期に発注する工事において、熱中症の危険性がある時期を回避できるよう、フレックス方式による余裕期間制度を適用した工事を発注している。 ・熱中症の危険性がある時期の工事については、施工計画書に熱中症の対策について記載し、現場指導を強化。 ・工事安全ハトールにおいて熱中症対策の実施状況を確認し、好事例を部内の各事務所で共有し、監督職員の意識向上を図り現場指導に努めている。 ・令和7年12月23日に国土交通省大臣官房技術調査課より「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」を発表されたことを受け、工期設定や費用計上や考え方を整理した上で、同パッケージの取組内容の実装化について検討していく。	令和7年度市区町村の週休2日工事等の実施18/41(R7.6時点)のため、実施率100%に向けて取組む。	地域発注者協議会における「週休2日制」未導入市町への周知徹底 市町村キャラバンを活用した「週休2日工事」導入の働きかけ 各市町村からの相談に丁寧な対応を行う。		
近畿ブロック	兵庫県	○		★			★○基本的に、土木部所管の全ての土木工事を対象として完全週休2日(土日)の発注者指定型で実施。(土日現場閉所が困難な工事は週休2日(交替制)として実施) 補正率は完全週休2日と月単位の週休2日で差をつけている。どちらも達成できない場合は補正なし。 工事成績は完全週休2日または月単位の週休2日で達成できれば評価する。どちらも達成できない場合は評価しない。 なお、悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜や日曜に作業を行った場合は、1ヶ月あたり2日を上限として、土曜・日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。	猛暑対策 ・主たる工種が屋外作業である土木部所管の土木工事を対象として熱中症対策に資する現場管理費の補正を試行している。 ・必要に応じて現場施設や設備に対する熱中症対策に要する費用を現場環境改善費として積上げ計上している。 工期設定及び工期変更 ・土木部所管の全ての土木工事を対象として余裕期間制度を適用している。(緊急性のあるものなど余裕期間の設定がなじまないと判断されるものは対象外) ・工期設定において猛暑日日数(過去5年の平均)を考慮して設定することも可能としている。 ・契約後において、猛暑日が想定以上に多く、受注者から請求がある場合には、工期延長の協議に応じている。	・市町における「週休2日制」の取組みが進んでおらず、取組み促進が必要。 ・国交省が週休2日取得による費用計上を終了したことを踏まえ、県として制度設計や補正率の考え方をどのように整理するかが課題。	取組促進 ・地域発注者協議会における「週休2日制」未導入市町への周知徹底 ・市町村キャラバンを活用した「週休2日工事」導入の働きかけ		

工事における週休2日を含む多様な働き方の運用状況について

・令和6年4月1日より、建設業へ時間外労働の上限規制が適用されている状況。
 ・週休2日の運用状況を確認させていただくとともに、自治体毎の課題や対応策について、また、週休2日を含めた多様な働き方について議論させていただくとともに、横展開をしたい。
 ※対象は土木工事(宮繕工事、港湾空港工事、機械設備工事、電気通信工事は対象外)とする。
 ※直轄では、建設業の働き方改革を推進する観点から、これまで週休2日の確保にあたって必要となる費用の計上等を行ってきたところであるが、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け、多様な働き方が求められていることから、令和8年度より、地域の実情や現場の状況等を踏まえ、週休2日や交替制など、適切な方法により取り組むものとしている。

ブロック名	都道府県・政令市名	R8週休2日の運用状況(R8.4時点)						制度の補足説明(あれば)	多様な働き方の実現に向けた取組 (猛暑対策、変形労働時間制、工期変更等)	現運用の課題	課題への対応策(案)	備考
		発注者指定			受注者希望							
		通期 ○	月単位 ◎	完全 週休2日 (土日) ★	通期 ○	月単位 ◎	完全 週休2日 (土日) ★					
近畿ブロック	奈良県	○				◎	★	○◎★歩掛改定に合わせてR7.8から、災害復旧工事のうち公益・人命保護のために緊急を要する工事、緊急対応工事等、現場閉所が困難であり、週休2日試行にそぐわない工事を除き、全て発注者指定型で発注し、完全週休2日(土日)で費用計上している。完全週休2日(土日)を実施できなかった場合は、補正係数を変更し、減額変更を行う。通期の週休2日が達成できなかった場合は、取り組み姿勢等によっては工事成績評定において減点する。 ★土曜日・日曜日のすべてで現場閉所が達成できた場合は、工事成績評定において評価	令和5年8月から、工期の算定に猛暑日を考慮している。 令和5年8月から、発注時に作業不能日について記載し、暑い悪天候や気象状況により雨天等による作業不能日(特記仕様書等に示す日数から着しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を請求することができることとしている。	R7.8より完全週休2日(土日)での運用を開始したところであり、今年度の実施率の把握やアンケートの分析等により課題を把握する予定。		
近畿ブロック	和歌山県	○	◎	★				○◎★ ・R7.7から原則全ての工事を「完全週休2日(土日)工事」の発注者指定型で発注 ・R7.7から現場閉所が困難な工事に対し、週休2日交替制工事を導入済。 (その他)土日に限らず週休2日制の就業規則を労働基準監督署に届け出ている場合は、入札参加資格審査で評価	・猛暑対策として、工期に6月～9月を含む場合は、WBGT値31以上の時間帯に休息を確保することを考慮し、相応する日数を工期に加算している。また、熱中症対策に必要な経費を計上可能とすることにより、作業環境の改善も図っている。(国と同様) ・週休2日の確保など労働環境改善のため、「ウィークリスタンス」を推進している。	○週休2日工事は30市町村中1市が未導入。未導入の1市はR8.0導入予定。 ○完全週休2日(土日)工事は16市町村が未導入。	・引き続き、市町村に完全週休2日(土日)工事の導入を働きかけていく。	
近畿ブロック	京都市	○				◎	★	○令和6年度から全ての工事で発注者指定型の「週休2日工事(通期の週休2日)」を実施。 ◎令和6年8月から全ての工事で受注者希望型の「月単位の週休2日」を実施。 ★令和7年8月から全ての工事で受注者希望型に「完全週休2日(土日)」を追加。	猛暑対策として、国の対策に準じて以下の取組を実施 ・猛暑日を考慮した工期設定。 ・熱中症対策に係る経費を計上(現場管理費の補正、現場環境改善費での計上)。 また、「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」を参考に、猛暑時間の施工回避の実施に向けて検討中。	月単位の週休2日や完全週休2日(土日)を実施する場合、作業員の賃金を確保するため、労務単価を上昇させる必要があるものの、中小企業者にとっては、経営的に困難との声がある。	国や他府県市の事例を参考に今後の対応を検討する。	
近畿ブロック	大阪市	○	◎				★	○◎令和7年度から発注者指定方式による月単位の週休2日を適用。 ★令和8年度から受注者希望方式による完全週休2日(土日)に移行。 ただし、社会的要請により早期の工事完成が必要とされる工事や現場特性により施工時間や施工期間に制約があると判断される工事などは対象外。	令和6年度から猛暑日を考慮した工期設定を実施。 令和7年度からは「現場環境改善費」(率計上)から避暑(熱中症対策)・避寒対策を切り離し、熱中症対策(防寒対策に係る費用については、「現場環境改善費」(率計上)の50%を上限に設計変更で対応。 また、猛暑に限らず受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合には、工期延期の協議にて対応。	令和8年度から完全週休2日(土日)工事を導入したところであり、運用の課題等があれば対応していく。		
近畿ブロック	堺市		◎	★				◎★災害復旧工事等の緊急を要する工事、単価契約工事、当初設計の段階で施工期間が90日間未満の工事等を除き、全ての工事において発注者指定方式により、月単位の4週8休に取り組むことを指定している。その中で、完全週休2日(土日)を達成したものは、補正係数を完全週休2日(土日)に変更する。月単位の4週8休に満たないものは、補正係数を除いた変更を行う。	○猛暑日を作業不能日とした工期設定の実施 過去5年間のWBGT値が31以上の時間を足し合わせた平均日数を作業不能日として不稼働率を計算している。 ○工期 建設工事における余裕期間制度を導入し、柔軟な工期設定を図っている。また、本制度におけるフレックス方式の導入も検討している。	特になし。		
近畿ブロック	神戸市	○	◎	★				国交省の要領改定を踏まえ、週単位の週休2日工事を基本とし、R7.10に実施要領及び積算基準を改定 災害復旧工事、単価契約工事を除き全ての土木・造園工事を対象。 当初設計段階では週単位の週休2日の諸経費補正により発注。 ★週単位の週休2日は、休日と土日を併せ、1週間に2日の休暇を取得した場合を週単位の週休2日工事としている。 ◎週単位の週休2日を満たさず、月単位の達成となった場合は、設計変更にて月単位の諸経費補正に変更する(減額) ○週単位・月単位いずれも満たさず通期のみ週休2日達成となる場合は、諸経費補正を行わない(減額)。	現場の施設や設備に対する熱中症対策、防寒対策の費用については、共通仮設費の現場環境改善費率分とは別に積上げ計上を行い、現場環境改善費率分の50%を上限(R8年度より国は100%)に設計変更対応している。 また、作業員個人に対する熱中症対策費用については「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を採用している。 なお、「工期設定の考え方」を定めて、猛暑日等の不稼働日等を踏まえた「適正な工期設定」にも努めている。	国においては令和8年4月1日より、週休2日の取得に要する費用計上を実施しないこととした。国からの事務連絡では「各団体における実態を踏まえた補正を行う事等も含め、必要となる経費を適正に計上すること等、適切な対応に努めること」とされている。 本市において、上記への対応を検討するうえで、本市の実態をどのように補正に反映させるか(或いは経費計上を実施しないか)慎重な対応が必要と考えている なお、業界団体からは「工事現場の4週8閉所を推進していく中で、収入減が懸念される日給月給制の技能労働者の労務単価のさらなる引き上げ」を要望する声が上がっている。	他都市の状況等踏まえながら改定に向けた検討を進める	

工事における週休2日を含む多様な働き方の運用状況について

・令和6年4月1日より、建設業へ時間外労働の上限規制が適用されている状況。
 ・週休2日の運用状況を確認させていただくとともに、自治体毎の課題や対応策について、また、週休2日を含めた多様な働き方について議論させていただくとともに、横展開をしたい。
 ※対象は土木工事(宮繕工事、港湾空港工事、機械設備工事、電気通信工事は対象外)とする。
 ※直轄では、建設業の働き方改革を推進する観点から、これまで週休2日の確保にあたって必要となる費用の計上等を行ってきたところであるが、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け、多様な働き方が求められていることから、令和8年度より、地域の実情や現場の状況等を踏まえ、週休2日や交替制など、適切な方法により取り組むものとしている。

ブロック名	都道府県・政令市名	R8週休2日の運用状況(R8.4時点)						制度の補足説明(あれば)	多様な働き方の実現に向けた取組 (猛暑対策、変形労働時間制、工期変更等)	現運用の課題	課題への対応策(案)	備考
		発注者指定			受注者希望							
		通期 ○	月単位 ◎	完全 週休2日 (土日) ★	通期 ○	月単位 ◎	完全 週休2日 (土日) ★					
中国ブロック	鳥取県	○	◎	★				全ての工事(発注者が相応しくないと判断した工事を除く)で完全週休2日(土日)、月単位、通期のいずれかの週休2日を行うとして発注。経費の補正は行っていない。	工事現場の熱中症対策における施設対応に係る経費に関して、現場環境改善費の率分で計上される額の100%を上限に積み上げ計上できるよう積算要領を改定。多様な働き方をバックアップするため、遠隔臨場システムで打合せも可能としている。	R8.5.15以降調達する工事から適用しているが、具体的な課題等の声はあがっていない。		
中国ブロック	島根県						★	・原則すべての工事で、契約後、発注者が月単位、完全週休2日(土日)を選択できる方式で発注。	・県内の業界団体と毎年意見交換会を実施。 ・適正な工期設定のガイドラインにより猛暑日数を見込んで不稼働日数を設定するとともに、猛暑等により不稼働日数が想定より多く発生した場合は工期変更できるような柔軟に対応。 ・現場環境改善費に熱中症対策・避寒対策に関する費用を変更設計で積上げ計上。 ・熱中症対策に係る現場管理費補正を試行。	・補正係数が下がった際に業界から不満の声があがった。 ・業界団体からは季節や地域の実情に応じた柔軟な働き方ができるように通期の週休2日を標準とするよう要望されている。 ・国に準拠して週休2日の補正を終了する場合、業界の反応や今後の取組への支援が課題。	・「補正なし」でも週休2日の経費が含まれていることを説明する。 ・インセンティブとして、工事成績評定で評価している。 ・国準拠で補正を終了する場合、週休2日の柔軟な運用を検討する。 ・多様な働き方の支援について、国や他県の動向を注視し、業界団体の意見を踏まえて検討していく。	
中国ブロック	岡山県	○	◎	★				・「通期の週休2日」、「月単位の週休2日」に加えて「完全週休2日(土日)」を実施。 ・月単位の週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた上で予定価格を作成し、完全週休2日(土日)を達成した場合は、精算時に完全週休2日(土日)の達成をした場合の補正係数に変更する。 ・一部の週休2日工事において、工事書類の簡素化及び検査事務の簡略化を施行する。	・熱中症対策に資する経費(空調服、対策キット等)に関して、工期内における真夏日の割合に応じて、現場管理費を補正する。(R1.7~) ・猛暑日を考慮し、熱中症を防ぐために作業を止める日として、設定工期を10日延伸している。(R8.10~) ・現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用について、上限を設けて現場環境改善費に積み上げ計上できる。(R7.5~)	○直轄工事において、週休2日の取得に要する費用の計上等を実施しないこととなったため、以下のことについて懸念している。 ・本県では、7月改定により、週休2日の取得に要する費用の計上を廃止できるよう検討しているが、依然として、週休2日工事未実施の市町村がある。	・市町村へは、国の運用を周知するとともに、今後の県の検討状況を情報共有していく。	
中国ブロック	広島県		◎				★	・請負対象設計金額が3億円以上の工事で受注者希望型「完全週休2日(土日)」で発注。 現場閉所を行う事が困難であると発注者が判断した場合は、受注者希望により交替制を認めている。 ・請負対象設計金額が3億円未満の工事で受注者希望型「週休2日(月単位)」で発注。 現場閉所を行う事が困難であると発注者が判断した場合は、受注者希望により交替制を認めている。	・作業員個人に対する熱中症対策費用を計上 ・現場施設や設備の避暑対策費用を計上 ・猛暑日数等により算出した「不稼働日数」から工期を設定	・休日増加に伴う技能者への賃金が減少しないよう、積算に必要な労務費や経費など計上するよう要望あり。 ・なお、前回課題とした県内市町の導入は、令和8年4月時点で試行を含め全市町(23市町)が導入済。	・引き続き、週休2日の運用について、会議などの機会を利用して、業界の要望を確認し、必要に応じて要領の改正等を行い、さらなる制度の浸透に向け取り組んでいく。	
中国ブロック	山口県		◎					・原則全ての工事(現場作業期間が1週間以上の工事)を発注者指定型「週休2日(現場閉所型または交替制)・月単位」で発注。【契約後、受注者による選択方式】	・猛暑対策の強化としてR7.5以降、夏季作業(6~9月)の予定がある場合、契約後速やかに以下の対策について受発注者で協議することを義務付けた。 ①熱中症対策に係る現場環境改善費の計上、②熱中症対策に係る現場管理費の補正、③施工時間の変更(R8.5から施工時間の変更にあたり関係機関や地元等との調整が必要となる場合は、受発注者が連携して対応することを明記)、④工期の変更	関係団体から、補正率を下げたことが週休2日を推進する上で課題といった意見がある。	・補正率については、国の試行終了を踏まえ、今年度の歩掛改定に合わせ廃止を検討しており、引き続き、関係団体から意見を聞いていく。	
中国ブロック	岡山市		◎					・原則全ての工事を受注者希望発注者指定型「週休2日(月単位)」で発注。 ・R8年度には完全週休2日(土日)受注者希望型の導入を予定		・今年度より開始した発注者指定型による月単位での週休2日工事、及び今後の完全週休2日の実施に対し、建設業者への更なる理解が必要 ・舗装修繕工事など比較的小規模な工事への週休2日の実施が課題	工事成績評定などへのインセンティブの実施	

工事における週休2日を含む多様な働き方の運用状況について

・令和6年4月1日より、建設業へ時間外労働の上限規制が適用されている状況。
 ・週休2日の運用状況を確認させていただくとともに、自治体毎の課題や対応策について、また、週休2日を含めた多様な働き方について議論させていただくとともに、横展開をしたい。
 ※対象は土木工事(宮繕工事、港湾空港工事、機械設備工事、電気通信工事は対象外)とする。
 ※直轄では、建設業の働き方改革を推進する観点から、これまで週休2日の確保にあたって必要となる費用の計上等を行ってきたところであるが、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け、多様な働き方が求められていることから、令和8年度より、地域の実情や現場の状況等を踏まえ、週休2日や交替制など、適切な方法により取り組むものとしている。

ブロック名	都道府県・政令市名	R8週休2日の運用状況(R8.4時点)						制度の補足説明(あれば)	多様な働き方の実現に向けた取組 (猛暑対策、変形労働時間制、工期変更等)	現運用の課題	課題への対応策(案)	備考
		発注者指定			受注者希望							
		週期 ○	月単位 ◎	完全 週休2日 (土日) ★	週期 ○	月単位 ◎	完全 週休2日 (土日) ★					
中国ブロック	広島市		◎	★				[猛暑対策] 工事期間中の真夏日率に応じ、現場管理費の補正を行っている。また、「現場環境改善費」(率計上)から、避暑(熱中症対策)・避寒対策費を切り離し、熱中症対策・防寒対策にかかる費用を「現場環境改善費」(率計上)の50%を上限に設計変更を実施している。なお、R8.8以降は100%を上限に設計変更を実施予定 [変形労働時間制] 現在、変形労働時間制については導入していないが、今後、国等の動向を参考に検討したい。 [工期変更等] 現在、猛暑等の対応として工期変更等を行っていないが、今後、国等の動向を参考に検討したい。	[週休2日の課題等] R7.8以降積算を行う工事から適用しており、完了した工事は概ね週休2日を達成しているが、具体的な課題等の声はあがっていない。 R8.8以降発注を行う工事から国の運用に合わせ、補正率を無くす予定であり、週休2日の実行性が低下することが懸念される。			
四国ブロック	徳島県		◎	★		◎	★	◎★現場閉所による週休2日確保工事を、原則全ての工事(現場閉所困難工事を除く)で実施。 ・当初、月単位の補正係数で発注し、完全週休2日(土日)に取り組み、達成した場合は変更時に完全週休2日(土日)の補正係数で変更する。 ・補正係数は、画に準じた補正係数を使用。 ・現場閉所困難工事は、契約後、受注者の希望により交替制を実施可能。 ・完全週休2日(土日)で工事成績加点	・猛暑期間における労働者の健康と安全を確保するため、発注者間の協議の上、早朝や夜間に施工を可能とする取り組みを試行的に開始。 ・熱中症対策に資する取り組みの促進を図るため、現場環境改善費(積み上げ分)の対象額を拡大。	市町村における週休2日工事への取組に差がある。	市町村キャラバンや品確協県部会等を通じ、週休2日工事の必要性を働きかける。	
四国ブロック	香川県		◎	★		◎		【発注者指定型】 通年維持工事や応急対応工事等の緊急対応が必要な工事を除く、全ての工事を実施。 経費：画に準じて月単位と完全週休2日(土日)で補正係数に差を付けている。 成績：加点評価しない。 【受注者希望型】 通年維持工事や応急復旧工事等の緊急対応が必要な工事を対象とし、交替制としている。 経費：画に準じて月単位で補正係数を使用。 成績：加点評価しない。 ※なお、受注者希望型は通年維持工事や応急復旧工事等の緊急対応が必要な工事を対象としており、土日を休日と設定できないことから、完全週休2日(土日)制度は設けていない。	猛暑時間の施工回避 ・周辺環境への影響が少ない草刈工事を対象に、暑い時間帯の施工を回避するため、始業時間の繰り上げや、通常の休憩に加えて1～2時間の追加休憩を取得できる制度を導入	香川県建設業協会から、次の要望があった。 ・現在の週休2日工事は、経費の補正率が低く、一般管理費が補正されないの、経営的には不十分である。	週休2日が全工事で早期に達成できるように、国で適正な経費の補正率を算定。	
四国ブロック	愛媛県	○				◎	★	発注者指定型を拡大(原則全ての工事を対象.R6.10～)※年間維持工事等の緊急対応作業が含まれる工事を除く ・発注時は、通期の週休2日確保工事(現場閉所)として発注 ・契約後、週単位若しくは月単位の週休2日確保工事(現場閉所)、又は週単位、月単位、若しくは通期の週休2日交替制工事を選択可能 ・各取組内容に応じて補正係数を変更、成績評定で加点する。	令和7年8月に「猛暑日による作業不能日を踏まえた工期の延長にかかる試行要領」を制定し、施工期間中の猛暑日相当日数が当初想定を超え現場を休工した際には工期延期できることとしている。	・県土木部発注工事における令和6年度の実施率は約6割と未だ半分以上は普及しない状況 ・業界からは、労務準備や経費の上乗せの要望がある。 ・小規模な企業になるほど労働力不足や高齢化により取り組みむ余裕がないとの声があがっている。 ・市町工事では、補正係数による工事費増加に対して財政部局の理解が得られないなどの理由により、対象を一定の設計金額以上の工事に限定するなど取組が遅れている市町がある。	・県独自の取組みとして、工事成績評定の加点を継続 ・建設業へのアンケート調査による現状把握と対策検討 ・生産性向上に向けた取り組みの推進 ・品確協県部会による市町への働きかけ	

工事における週休2日を含む多様な働き方の運用状況について

・令和6年4月1日より、建設業へ時間外労働の上限規制が適用されている状況。
 ・週休2日の運用状況を確認させていただくとともに、自治体毎の課題や対応策について、また、週休2日を含めた多様な働き方について議論させていただくとともに、横展開をしたい。
 ※対象は土木工事(宮繕工事、港湾空港工事、機械設備工事、電気通信工事は対象外)とする。
 ※直轄では、建設業の働き方改革を推進する観点から、これまで週休2日の確保にあたって必要となる費用の計上等を行ってきたところであるが、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け、多様な働き方が求められていることから、令和8年度より、地域の実情や現場の状況等を踏まえ、週休2日や交替制など、適切な方法により取り組むものとしている。

ブロック名	都道府県・政令市名	R8週休2日の運用状況(R8.4時点)						制度の補足説明(あれば)	多様な働き方の実現に向けた取組 (猛暑対策、変形労働時間制、工期変更等)	現運用の課題	課題への対応策(案)	備考
		発注者指定			受注者希望							
		通期 ○	月単位 ◎	完全 週休2日 (土日) ★	通期 ○	月単位 ◎	完全 週休2日 (土日) ★					
四国ブロック	高知県		◎				★	令和7年4月以降の運用として、原則全ての土木工事について、月単位での実施を発注者指定して実施することとしている。令和7年7月以降は、受注者が、週単位での実施を希望し、達成した場合は、変更契約により経費を計上している。 社会的要請等により早期の工事完成が必要な工事(緊急応急工事等)で現場閉所ができない場合については、交替制により実施できることとしている。 成績評定の加点は、月単位で達成した場合(週単位で達成した場合を含む)に実施。	屋外での作業を主とする建設工事を対象に、高温時間帯の作業を回避し、作業員の健康と安全を確保するため、令和7年度からクールワークタイム制度を導入。 対象期間を6月1日から9月30日までとし、11時から14時までの間は作業を中止する。 作業時間を短縮した場合は工期の延長が可能。	市町村の週休2日への取り組み課題 ・一人職方など、小規模事業者においては、週休2日工事を導入することの理解が得られにくい。 クールワークタイム導入への取り組み課題 ・令和7年度から導入しているが、令和8年3月末時点で実績がなく、周知を図る必要がある。 ・日中の休憩場所の確保や工期の長期化による経費増への抵抗感等の意見があり、今後の課題。	市町村の週休2日への取り組み課題 ・引き続き、市町村長や副長などへの直接訪問や関係課長などが集まる会を活用して働きかけを行っている。 クールワークタイム導入への取り組み課題 ・建設業協会等との情報交換の場において意見交換し、制度活用における課題を把握。	
九州・沖縄ブロック	福岡県	○				◎	※	・(猛暑対策) 発注時の工期設定について、猛暑日(WBG731以上)を考慮した加算日数を設定している。 熱中症対策費用については、以下の通り。 ・工期中の日最高気温の状況による現場管理費の補正。 ・熱中症対策に関する費用について、現場環境改善費の率計上から切り離し、積み上げ計上している。この積み上げ計上の上限について、現場環境改善費の率計上の50%から100%に引き上げを行った(令和8年4月1日)。	・県内市町村において、週休2日工事の取り組みが遅れているため、改善に向けた働きかけの強化が必要。 ・現場環境改善費の積み上げ計上の上限引き上げ(令和8年4月1日)について、業者向けの周知が必要。	・九州ブロック発注者協議会福岡県部会や、市町村職員向けの研修会での説明を行うとともに、事務所長から市町村長へ説明を行うなど、市町村の善処に向けた取組を行っている。しかし、依然として遅れている状況であるため、今後さらなる市町村への理解促進を図っていく。 ・現場環境改善費の積み上げ計上の上限引き上げについて、HP及び、業者向けの研修会を通じて周知を行っている。		
九州・沖縄ブロック	佐賀県	○	◎	★				・災害復旧における応急工事等を除き、原則全ての工事週休2日のを実施を前提として発注。 ・補正係数は、R7年7月改定において、国交省の補正係数に準拠。(週休2日のみ、月単位、完全週休2日(土日)) ・予定価格は週休2日(月単位)に係る補正係数を用いて算定し、達成状況に応じて補正分を変更する。 ・R8年7月改定において、国交省に準拠し、週休2日補正を廃止予定。 ・成績評定は、週休2日(通期、月単位、完全週休2日(土日))で評価。	・週休2日交代制の導入(R5.7) ・工期設定について、猛暑日を考慮するよう改定(R7.7) ・現場環境改善費(熱中症対策の積上げ)の改定(R7.7) ・現場環境改善費(熱中症対策積上げ上限)を改定(R8.4)	・国発注機関(国交省、農水省、林野庁)で取組内容が異なる。また、取組内容が同じ場合でも、国発注機関で補正係数が異なるため、受注者に混乱が生じる。 (例)R8基準 【発注機関】 【取組内容】 国交省 補正を廃止 農水省(営繕) 補正を廃止 国交省(港湾局) 補正あり 農林水産省 補正を廃止 林野庁 補正あり	・週休2日の取組内容及び補正係数は、国発注機関の足並みを早期に揃えていただきたい。 受注者からすれば、同じ設計労務単価にも関わらず、発注者によって補正に差があることに疑問が生じる。 ・「週休2日は当然実施する」といったメッセージの発信。	
九州・沖縄ブロック	長崎県	○	◎	★	○	◎	★	○設計金額4,500万円以上かつ一般競争入札で発注する工事を発注者指定型で実施。(月単位または通期の4週8休以上) 発注者指定型を除く発注案件のうち緊急対応を要する工事を除く工事を受注者希望型で実施。(完全週休2日(土日)または月単位の週休2日以上) 経費補正は完全週休2日(土日)または月単位の週休2日以上達成で実施。 評定の加対象は通期の週休2日以上達成の場合としており、発注者指定型において通期の週休2日未達成の場合は減点対象としている。 ※当初発注時点は通期の週休2日補正を計上し、完全週休2日(土日)の達成で増額変更、通期の週休2日未達成で減額変更としている。	・5ヶ年平均の猛暑日日数を標準工期とは別に確保し、工事発注を行っている。なお、発注者が見込んだ猛暑日日数と実績に著しく乖離が生じ、かつ、猛暑日により作業中止があった場合は、発注者へ工期延長を協議・請求できるものとしている。	・週休2日の質の向上(月単位、完全週休2日)を図る必要がある。(週休2日の取組自体はR7年度より全市町で実施) ・猛暑日を考慮した工期設定が普及していないため、運用の拡大を図る必要がある。	・発注者協議会(県部会)等を通じて、多様な働き方の推進を図る。	

工事における週休2日を含む多様な働き方の運用状況について

・令和6年4月1日より、建設業へ時間外労働の上限規制が適用されている状況。
 ・週休2日の運用状況を確認させていただくとともに、自治体毎の課題や対応策について、また、週休2日を含めた多様な働き方について議論させていただくとともに、横展開をしたい。
 ※対象は土木工事(宮繕工事、港湾空港工事、機械設備工事、電気通信工事は対象外)とする。
 ※直轄では、建設業の働き方改革を推進する観点から、これまで週休2日の確保にあたって必要となる費用の計上等を行ってきたところであるが、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け、多様な働き方が求められていることから、令和8年度より、地域の実情や現場の状況等を踏まえ、週休2日や交替制など、適切な方法により取り組むものとしている。

ブロック名	都道府県・政令市名	R8週休2日の運用状況(R8.4時点)						制度の補正説明(あれば)	多様な働き方の実現に向けた取組 (猛暑対策、変形労働時間制、工期変更等)	現運用の課題	課題への対応策(案)	備考
		発注者指定			受注者希望							
		過期 ○	月単位 ◎	完全 週休2日 (土日) ★	過期 ○	月単位 ◎	完全 週休2日 (土日) ★					
九州・沖縄ブロック	熊本県				○	◎	★	<ul style="list-style-type: none"> 対象工事(災害復旧工事等を除く全工事)に対し、令和4年度から発注当初から週休2日達成を前提とした積算(先積み方式)による発注を導入。更なる普及拡大に向け、令和5年度から災害復旧工事等についても交替制型を導入。 令和6年度から「週休2日工事の質の向上」に向け、4週6休以上の取組を行っていた工事に対して成績評価していたところを、令和8年度からは「週休2日(週単位)」の取組を行った工事を成績評価対象とした。 令和7年8月から月単位の4週8休補正又は完全週休2日補正を実施 ※当初発注時点は月単位の4週8休補正を計上し、完全週休2日達成で増額変更、月単位の4週8休未達成で減額変更としている。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年から夏季における猛暑日を考慮した工期設定を適用開始し、令和8年度も直近5か年平均に更新し適用。 工期に見込んだ猛暑日数と実績に著しく乖離が生じた場合は工期の延長変更を請求できることとしている。 令和元年度から熱中症対策として、日最高気温が30度以上の日に対する現場管理費の補正を実施。 	週休2日の定着	週休2日試行工事による金銭的補正は終了となるが、建設業が週休2日(現場閉所)を実施あり、他産業と遜色ない働き方を行っている業界であることを、住民等へ工事看板等を活用し継続してアピールする。	
九州・沖縄ブロック	大分県					◎	★	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度より、月単位での週休2日を受注者希望型で実施しており、発注工事の9割以上で週休2日が達成できているため、発注者指定型の導入の予定は無い。 令和6年度からは災害復旧工事についても、現場閉所型を導入。 ★令和7年7月から完全週休2日制を導入 ★令和8年7月から週休2日制の補正係数を廃止予定 	<ul style="list-style-type: none"> 建設業界から、週休2日補正係数が、これまでより下がっており、一般管理費率も含め補正係数を上げて欲しいとの要望がある。 一方で、R8から廃止となるため、建設業界への説明に苦慮している。 県下市町村への完全週休2日の取り組みの横展開が課題。(全市町村で週休2日実施要領を策定済み) 	<ul style="list-style-type: none"> 建設業界へ週休2日補正係数の廃止について、丁寧な説明が必要。 廃止後の週休2日の実施状況の把握に努める。 市町村との各種会議において、完全週休2日を含めた建設業界の働き方や魅力や生産性の向上の必要性を説明していく。 		
九州・沖縄ブロック	宮崎県			★				<ul style="list-style-type: none"> 県土整備部が発注する全ての工事を対象としている。 ただし、災害時における応急工事など、週休2日を確保することが困難な工事は対象外とすることができる。 当初設計では、月単位の補正係数を計上して発注し、完全週休2日(土日)の達成が確認できた工事については、完全週休2日(土日)の補正係数に変更する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○猛暑日を踏まえた工期設定について ・令和7年4月から従来の工期設定の考え方に県内一律15日間を追加した。 ○余裕期間制度の活用 ・令和7年4月から余裕期間を最大4か月から最大6か月に拡大 ・受注者がより柔軟な工期設定ができるフレックス方式の導入 	特になし		
九州・沖縄ブロック	鹿児島県			★	○	◎		<ul style="list-style-type: none"> ★災害復旧工事等の緊急を要する工事を除き、全て発注者指定方式の週休2日(完全週休2日(週単位))を実施。 発注者指定方式の完全週休2日(週単位)が達成できなかった場合は、受注者の取組状況に応じて、次のとおり受注者希望へ変更。 ◎月単位での週休2日を達成した場合は、月単位の補正係数に変更。 ○上記(◎)以外の場合(過期含む)は補正なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 猛暑日を考慮した工期設定を行っているほか、国の取組みに準拠し、真夏日率による現場管理費の補正や現場環境改善費における熱中症対策費の別途計上の取組を実施 	市町村発注の工事については、週休2日への取り組みが遅れている。土木工事は屋外での作業が多く、天候に左右されることが多いため、完全週休2日(週単位)の取組は難しい。よって過期での週休2日の取組について、補正係数や成績評定で評価して欲しいと、業界から要望がある。	市町村に対して引き続き、講習会を通じ、週休2日工事を含めた建設業の働き方改革の取組について周知を図る。	
九州・沖縄ブロック	沖縄県		◎	★	○	◎	★	<ul style="list-style-type: none"> ○◎★原則全ての工事を対象に、完全週休2日(土日)Ⅰ型を原則としているが、現場条件等からこれにより難しい場合は、完全週休2日(土日)Ⅱ型にて発注を行っている。なお、完全週休2日工事(土日)Ⅰ型とは月単位の週休2日が前提となり、完全週休2日(土日)Ⅱ型とは過期の週休2日工事为前提となる。また、完全週休2日(土日)、月単位で補正係数を定めている。 完全週休2日(土日)を達成した場合には、工事成績評定の創意工夫にて加算を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○猛暑対策 ・熱中症対策に資する現場管理費の補正 【平成31年4月適用】 ・現場環境改善費における熱中症対策費用の積上げ計上 【令和7年7月適用】 ・工期設定の際の猛暑日補正の設定 【令和6年7月適用】 ○工期変更 ・余裕期間の設定(発注者指定方式、任意着手方式、フレックス方式) 【令和5年4月適用】 	市町村発注の土木工事において、週休2日への取り組み状況が異なっている可能性がある。	市町村に対して沖縄県の週休2日の取り組み状況の説明を行い、週休2日工事の周知を図る。	
九州・沖縄ブロック	北九州市	○	◎	★				<ul style="list-style-type: none"> ◎災害復旧工事等の緊急を要する工事等を除く全ての工事において、発注者指定型の週単位、現場閉所による週休2日を実施。 ・現場閉所が困難な場合には交代制による週休2日とする。 ・令和7年度の国と同等の補正係数を適用している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・週休2日達成時の補正係数が年々小さくなっていることから、これまで進めてきた取り組みが後退していく懸念がある。 ・猛暑対策への早急な対応(工事費の増額、作業効率低下に伴う歩掛りの見直し、工期設定)を強く要望されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・週単位の週休2日の実施状況を見ながら、補正係数の継続実施や、工事成績への反映について検討していく。 		

工事における週休2日を含む多様な働き方の運用状況について

・令和6年4月1日より、建設業へ時間外労働の上限規制が適用されている状況。
 ・週休2日の運用状況を確認させていただくとともに、自治体毎の課題や対応策について、また、週休2日を含めた多様な働き方について議論させていただくとともに、横展開をしたい。
 ※対象は土木工事(宮繕工事、港湾空港工事、機械設備工事、電気通信工事は対象外)とする。
 ※直轄では、建設業の働き方改革を推進する観点から、これまで週休2日の確保にあたって必要となる費用の計上等を行ってきたところであるが、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け、多様な働き方が求められていることから、令和8年度より、地域の実情や現場の状況等を踏まえ、週休2日や交替制など、適切な方法により取り組むものとしている。

ブロック名	都道府県・政令市名	R8週休2日の運用状況(R8.4時点)						制度の補足説明(あれば)	多様な働き方の実現に向けた取組 (猛暑対策、変形労働時間制、工期変更等)	現運用の課題	課題への対応策(案)	備考
		発注者指定			受注者希望							
		通期 ○	月単位 ◎	完全 週休2日 (土日) ★	通期 ○	月単位 ◎	完全 週休2日 (土日) ★					
九州・沖縄ブ ロック	福岡市		◎	★				◎緊急を要する工事(災害復旧工事、単価契約など)を除く全ての工事で、週休2日(月単位)で発注。 ★達成状況に応じて、完全週休2日、通期の補正係数に変更する。 ・令和7年度の国と同等の補正係数を適用。	・猛暑を考慮した工期、工事価格の設定 ・余裕期間を設定した工事の発注	・週休2日を実施する場合の経費補正について、業界団体から現行の補正率では足りないため、補正率を上げて欲しいとの強い要望が上がっている。	・引き続き、業界の実情を踏まえながら補正経緯の運用について検討していく。	
九州・沖縄ブ ロック	熊本市		◎				◎◎災害復旧工事等の緊急を要する工事等を除き、全て通期月単位の発注者指定方式で発注している。 有手前の協議にて現場閉所型から交替制への変更を可能としている。 ◎★月単位完全週休2日(土日)の実施について受発注者協議が整い、達成が確認できた工事については月単位完全週休2日(土日)の補正係数を上乘せして変更する。 ※4週8休以上を達成した場合に工事成績評定で加点している。	・熱中症対策に資する現場管理費の補正について設計変更協議の対象としている。 ・現場環境改善費から熱中症対策費を切り離し、熱中症対策にかかる費用を率計上の現場環境改善費の50%を上限に設計変更協議の対象としている。 ・猛暑日数を見込んだ雨休率により工期を算定。特記仕様書に工期に見込んだ猛暑日数を明記し、それ以上の猛暑日数が観測された場合の工期延長について設計変更協議の対象としている。	週休2日については業界含めて取り組んでいただいているが、本年度より週休2日の補正係数が無くなる方向性が示されたため、月単位の継続に加え、完全週休2日の実施率をどのように向上させていくかが課題である。	月単位・完全週休2日の段階的な取組を進めると共に出前講座を通して制度等の周知を継続していく。また、工事成績評定での差別化について検討する。		


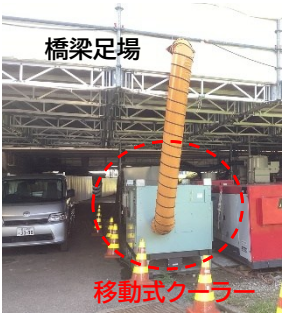

気候変動に対応した適切な工期・作業環境

- 夏場や冬期間などの作業環境が厳しい期間における作業環境改善に向けた試行工事を継続
- 令和8年度は対象事務所を全事務所に拡大し、一部工事において受注者希望型による試行を実施

① 現場環境改善費 (率計上分)	② 現場環境改善費 (積み上げ計上分)	③ 現場管理費 (熱中症補正)
<p><仮設備関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 昇降設備の充実 ○ 環境負荷の低減 ○ ICT設備の充実 ○ 作業負荷の低減 <p><営繕関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) ○ 労働宿舍の快適化 ○ 現場休憩所の快適化(交通誘導警備員待機室を含む) ○ 衛生設備・厚生施設の充実等 <p><安全関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 工事標識・照明等安全施設の充実 ○ 盗難防止対策 ○ 健康関連施設の充実 ○ 野生生物・害虫対策等 <p><地域連携></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広報活動等(完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等) ○ 見学会・イベント等の開催(見学施設等設置・管理運営等含む) ○ 社会貢献・地域対策費等(地域行事等の経費含む) ○ 現場景観向上(美装化・デザイン看板等) 	<p><現場施設等における熱中症・防寒対策></p> <p style="text-align: center;">全国運用</p> <p style="text-align: center;">①率計上額の100%を上限に積み上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ メッシュシートによる遮光設備の設置 ○ 大型扇風機の設置 ○ 休憩車の設置 ○ 日除けテント・ミストファン設置 ○ 給水器、製氷機 <p style="text-align: center;">北陸の試行</p> <p style="text-align: center;">※上記以外の作業環境における対策 に対して積み上げ</p> <p><作業環境関連></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 仮設テント設置、仮囲内の冷暖房 <p><省力化関連></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 省力化が図れる機械化・新技術活用 ○ プレキャスト製品・3Dプリンタ活用 など <p style="text-align: center;">※省力化関連は該当する工種における直接工事費を設計変更</p> <p><対象外></p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業環境ではない休憩施設における対策 ・「建設工事における猛暑対策パッケージサポート(R7.12.23 国土交通省)」の施策・取組(工程設定、作業時間変更など) 	<p><作業員個人に対する熱中症対策費用></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 塩飴等 ○ 経口補水液等効果的な飲料水を常備 ○ 熱中症対策キットの設置場所の明示 ○ 熱中症対策キット ○ 空調服 ○ ヘルメット取付ソーラー充電式ファン ○ クーリングベルト など

- 委託業務においても猛暑期間を回避した業務発注に取り組むほか、猛暑期間における現場作業回避の協議および猛暑時間における現場作業回避(早朝・夜間作業)の支援(費用計上)を実施。

○ 建設業界からのアンケート結果を基に、夏場や冬期間などの作業環境が厳しい期間における作業環境改善に向けた受注者希望型による試行を一部工事で実施

令和7年度 取り組み内容	契約変更		受注者の評価																																						
	費用	工期	作業環境の改善	作業員の満足度	今後の試行希望																																				
試行工事① 橋梁補修工事 移動式クーラーの設置  	積み上げ 計上あり	影響なし	● 大きく寄与した ● ある程度寄与した ● 寄与しなかった	● 非常に満足 ● やや満足 ● やや満足 ● やや不満 ● 不満	● 非常に実施したい ● やや実施したい ● 条件付き(一部改善して)実施したい ● どちらでも良い ● 実施したくない																																				
試行工事② 河川工事 サマータイムの導入 <table border="1" data-bbox="238 811 839 959"> <tr> <td></td> <td>7時</td> <td>8時</td> <td>9時</td> <td>10時</td> <td>11時</td> <td>12時</td> <td>13時</td> <td>14時</td> <td>15時</td> <td>16時</td> <td>17時</td> </tr> <tr> <td>通常</td> <td></td> <td>■</td> <td>■</td> <td>■</td> <td>■</td> <td></td> <td>■</td> <td>■</td> <td>■</td> <td>■</td> <td></td> </tr> <tr> <td>サマータイム (試行)</td> <td>■</td> <td>■</td> <td>■</td> <td>■</td> <td>■</td> <td></td> <td>■</td> <td>■</td> <td>■</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>作業開始時間を1時間前倒し</p> <p>こまめに休憩(作業45分、休憩15分)</p>		7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	通常		■	■	■	■		■	■	■	■		サマータイム (試行)	■	■	■	■	■		■	■	■			積み上げ 計上なし	影響なし	● 大きく寄与した ● ある程度寄与した ● 寄与しなかった	● 非常に満足 ● やや満足 ● やや満足 ● やや不満 ● 不満	● 非常に実施したい ● やや実施したい ● 条件付き(一部改善して)実施したい ● どちらでも良い ● 実施したくない
	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時																														
通常		■	■	■	■		■	■	■	■																															
サマータイム (試行)	■	■	■	■	■		■	■	■																																
試行工事③ 河川工事 暑さ指数(WBGT基準値)を基に行動基準を設定 <table border="1" data-bbox="161 1159 735 1359"> <tr> <th>WBGT基準値</th> <th>注意</th> <th>警戒</th> <th>嚴重警戒</th> <th>危険</th> <th>熱中症警戒アラート</th> </tr> <tr> <td>水分塩分補給</td> <td>60分ごと</td> <td>60分ごと</td> <td>45分ごと</td> <td>30分ごと</td> <td rowspan="2">中止検討</td> </tr> <tr> <td>休憩</td> <td>最低AM1回PM1回</td> <td>AM1回PM1回</td> <td>AM2回PM2回以上</td> <td>AM3回PM3回以上</td> </tr> </table> 	WBGT基準値	注意	警戒	嚴重警戒	危険	熱中症警戒アラート	水分塩分補給	60分ごと	60分ごと	45分ごと	30分ごと	中止検討	休憩	最低AM1回PM1回	AM1回PM1回	AM2回PM2回以上	AM3回PM3回以上	積み上げ 計上なし	影響なし	● 大きく寄与した ● ある程度寄与した ● 寄与しなかった	● 非常に満足 ● やや満足 ● やや満足 ● やや不満 ● 不満	● 非常に実施したい ● やや実施したい ● 条件付き(一部改善して)実施したい ● どちらでも良い ● 実施したくない																			
WBGT基準値	注意	警戒	嚴重警戒	危険	熱中症警戒アラート																																				
水分塩分補給	60分ごと	60分ごと	45分ごと	30分ごと	中止検討																																				
休憩	最低AM1回PM1回	AM1回PM1回	AM2回PM2回以上	AM3回PM3回以上																																					

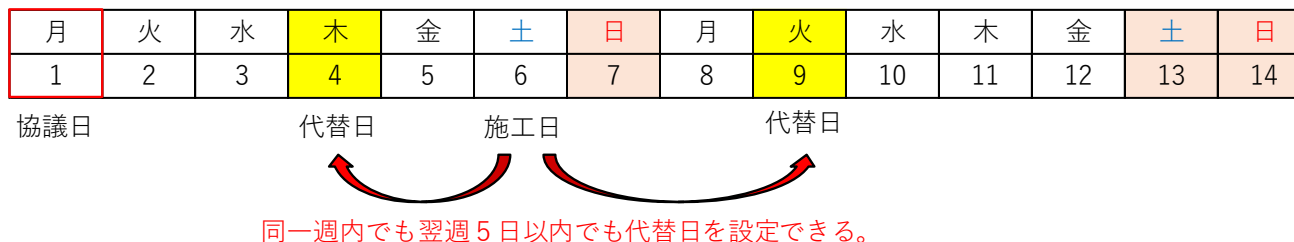
多様な働き方の実現に向けた取組状況(新潟県)

猛暑等の環境下での週休2日の実施や適切な工期設定に関する取組

- 令和7年10月から**完全週休2日(土日)**を導入した。下記の独自運用を加え、**猛暑等による現場閉所日を週休2日達成に活用しやすく**している。

受注者の責によらない理由により、土日に施工を行わざる得ない場合は、事前協議により同一週内または翌週5日以内に代替日を設定し現場閉所を実施することで、達成したものとみなす。
(下線部「翌週5日以内」が当県独自運用)

(代替日のイメージ図)



- 発注時の工期設定において、**猛暑日による作業不可能日数を付与**(5日～15日)している。
- 猛暑対策サポートパッケージに準拠し「猛暑対策に必要な経費等の確保」について引き続き取り組み、「猛暑期間・時間の作業回避」については国の動向に注視するとともに、関係団体の声も聴きながら検討していく。

(1) 現場環境への対応

- 熱中症対策として、従来より現場管理費補正により主に作業員個人に対しての熱中症対策に要する費用の計上を行っている（国の基準に準拠）。
- 令和7年6月から、現場環境改善費の積み上げとして主に現場の施設や設備に対しての熱中症対策・防寒対策に要する費用の計上を行っている。
令和8年度からは、より効果的な現場環境改善が図られるよう、積み上げ計上分の上限額等を改定。（率分で計上される額のR7：50%⇒R8：100%）（国の基準に準拠）

現場環境改善の施工にあたっては報告書の提出を不要とするなど、書類簡素化にも配慮。
（施工計画書への記載、見積書の提出のみ）

(2) 労働時間の確保への対応

- 厳しい現場環境による作業効率低下に対しても労働時間を確保できるよう、工期設定においては、降雨・降雪や猛暑日日数を天候等による作業不可能日として考慮しているほか、余裕期間制度の活用を行っている。

業界からは、工期設定だけでなく休憩時間や早朝施工などを考慮した日当たり施工量（積算基準）の見直しを求める声もあり、作業員の収入維持との両立が課題。

課題

- ・本県では、原則、全ての工事において、週休2日の確保に向けた取組を実施。
猛暑下においては、**休憩時間の確保に伴い作業効率が低下**するため、適切な工期の設定が必要。
- ・**猛暑下**の工事現場においては、**熱中症対策として様々な費用が発生**するため、工事積算において、適切な費用計上が必要。



対応

猛暑日を考慮した工期設定

国土交通省の工期設定指針に基づき、**猛暑日日数を雨休率に加味し**、工期を設定
(年毎のWBGT値31以上の時間を日数換算し、5か年平均したものを雨休率に加味)

工事積算による費用計上

原則、全ての工事において、「**現場環境改善費**」および「**現場管理費**」による猛暑対策費の計上が可能

【テーマ2】品確法改正を踏まえた取組の推進

猛暑等への対応を含めた多様な働き方の実現に向けた取組状況

1. 猛暑等への対応

- ◆ 近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、現場管理費の補正（試行）や、猛暑日による作業不可能日を考慮して工期を設定

	土木工事	営繕工事
共通仮設費（現場環境改善費）による補正		
内容	主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用を設計変更で計上	—
適用	R7.6.1以降発注の工事	
現場管理費の補正（試行）		
内容	工期における真夏日率の実績に応じて補正	—
適用	H31.4.1以降発注の工事	—
工期設定		
内容	(土・営)猛暑日による作業不可能日を考慮して工期設定 (営)工期における真夏日率の実績に応じて工期延長	
適用	R5.10.30以降発注の工事	R6.10.30以降発注の工事

2. 週休2日適用工事

- ◆ 災害復旧工事（本復旧）を含む、原則すべての工事が対象
※緊急工事、社会的要請等により週休2日の確保が妥当でないと判断される工事、施工短期工事を除く。
- ◆ 週休2日の更なる推進及び質の向上を図ることを目的に、令和8年4月30日以降発注の工事を対象に「完全週休2日（土日）」の適用工事を導入し取組みを推進

	土木工事	営繕工事	
発注方式	発注者指定	発注者指定	受注者希望
対象工事※	すべて	右記を除く全ての工事	学校大規模工事等制約のある工事
交替制有無	あり		
積算方法	当初	月単位の補正率	補正なし
	変更	完全週休2日達成：増額 月単位未達成：減額	完全週休2日or月単位達成：増額
成績評価	完全週休2日（土日）現場閉所達成時に加点		

※ 当初設計400万円以上の工事が対象

【従来工法の課題】

- ・本工事において多数のダンプトラックが稼働しており、一般道等を走行するダンプトラックの安全管理や各車両への情報伝達に苦慮。
- ・工事用道路全体の運航管理が困難。

【取り組み内容】

- ・ダンプ位置情報のリアルタイム表示・遠隔指示・注意喚起が可能な“SMART CONSTRUCTION Fleet”を使用したダンプ常時動態監視と“100インチ大型LEDサイネージ”による安全指示事項の可視化によって、土砂運搬に伴う交通事故及びクレームの発生を防止。
- ・車両の位置情報の確認やメッセージの受発信が可能な運行管理アプリを導入することにより、安全運転の徹底や効率的な車両運用の他、交通誘導員の省力化や熱中症対策に寄与。

ダンプ位置情報システム(SMART CONSTRUCTION Fleet)

SMART CONSTRUCTION Fleet メイン画面

任意箇所通過時の音声読み上げ

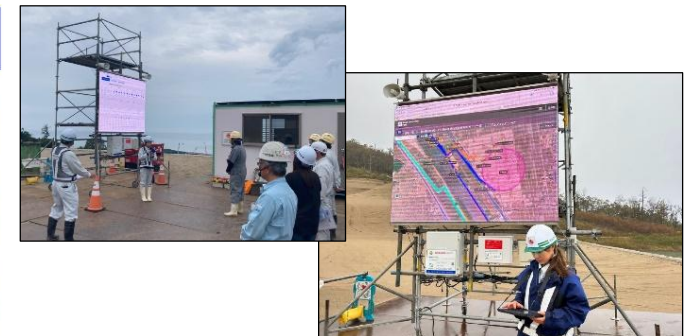
一括送信	地点	電池残量(%)	メッセージ
✓	10t_西川2047	0 km/h	82
✓	10t_成田4401	1 km/h	100
✓	10t_高辺4452	14 km/h	58
✓	10t_成田2397	24 km/h	29
✓	10t_長崎1	14 km/h	96
✓	10t_長谷川2540	41 km/h	100
✓	10t_長崎32	14 km/h	100
✓	10t_国原3484	16 km/h	100

効果

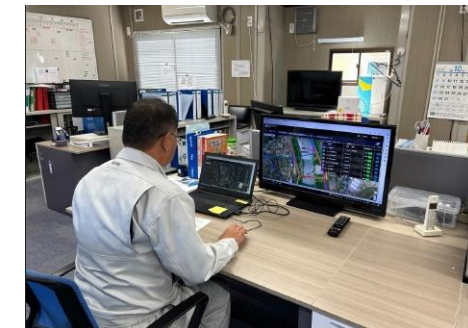
- ・法令違反、工事用道路ルール違反のゼロ
- ・緊急時の早急な対応が可能、(道路通行止めや経路変更等)
- ・ダンプトラック運転手の安全意識の向上

SMART CONSTRUCTION Fleetによるダンプ常時動態監視

遠隔での運行監視



現場内での活用例(大型LEDサイネージ使用)

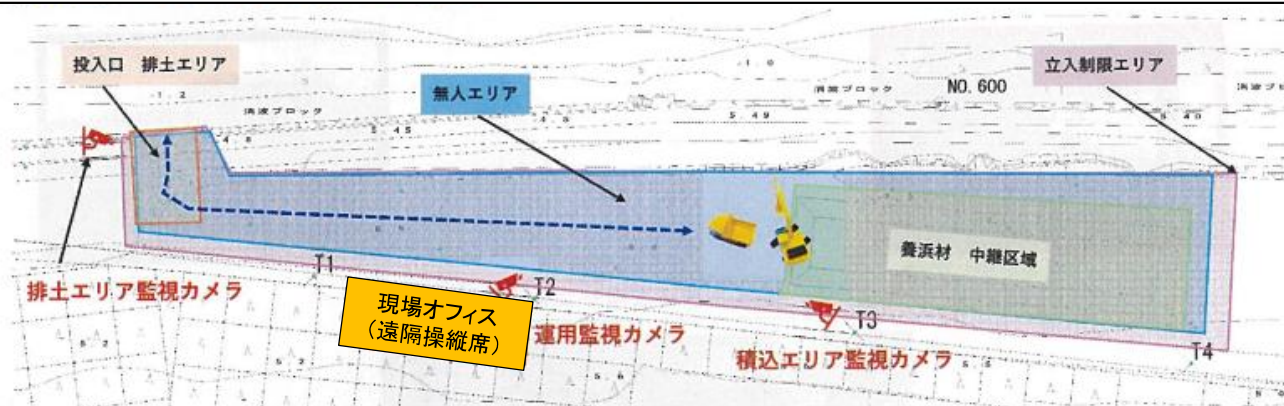


現場事務所内での活用例

- 建設業界が直面する深刻な人手不足問題への対応策の一環として、(株)吉光組(土木等級:C)による自動化・遠隔操作の試験施工を実施(i-Construction2.0における「施工のオートメーション化」)
- 自動走行不整地運搬車と遠隔操縦バックホウを組み合わせ、“現場内作業員ゼロ”で施工
- オペレータは、現場オフィスからバックホウを遠隔操縦し、不整地運搬車には養浜材の投入先とバックホウの積込位置だけ手もとのタブレットで指示(タッチ操作)するだけで自動で走行・投入
- 不整地運搬車は、LiDARでセンシングしながら走行し、進行方向に与えられた条件外の物体を検出すると自動で運転を停止(自動走行)

<工事概要>

- 工事名：令和6年度 小松養浜工事
- 場所：石川県小松市安宅新町地先
- 工期：自 令和7年3月22日
至 令和7年12月9日
- 受注者：(株)吉光組(石川県小松市)
- 内容：海岸土工
(養浜材投入 $V=15,800\text{m}^3$)
- 公開試験日：令和7年11月25日(火)



自動化・遠隔操作概要図 ((株)吉光組提供)



遠隔操縦席(現場オフィス内)



遠隔操縦バックホウ



自動走行不整地運搬車

- 工事名：令和6年度能登半島地震地すべり（曾々木・渋田）緊急復旧工事
- 活用企業：株式会社 大林組
- 開発企業：株式会社 大林組、大裕 株式会社（NETIS番号 [KT-200123-A](#)）

○国道249号（曾々木工区） 施工者：（株）大林組

- ・令和6年能登半島地震及び同年9月の大雨により甚大な地すべり被害が発生した石川県輪島市町野町曾々木地区では、落石等による二次災害の恐れがある環境下で災害復旧工事を実施している。
- ・県外のオペレーターが地元からでも重機を遠隔操縦できるようにすることにより、**安全かつ効率的に災害復旧工事を推進**するとともに、**オペレーター不足の解消**に寄与する。



曾々木地区の全景



遠隔操縦概要図（（株）大林組提供）



遠隔操縦により稼働する無人バックホウ



千葉県君津の操縦室



佐々木副大臣による遠隔施工デモ視察（R7. 11. 19本省D×ルーム）

生産性向上に向けた取組状況(新潟県)

- ICT活用普及促進に向けた取組
 - ・ 建設現場におけるICT活用の普及促進に向けた研修会やイベントを開催
 - ・ ICT建設機械・ICT後付け機器の導入やDX人材の育成を支援する補助事業を実施
- ICTアドバイザー派遣の試行
 - ・ ICT活用工事の受注者への支援として、ICTアドバイザー派遣の試行を検討しており、R8年度内に試行予定
- 県独自のICT実施要領の策定
 - ・ 「普段使いができる手軽なICT」を活用しやすくするため、県発注工事における独自のICT活用工事実施要領の策定を検討しており、R8年度内に試行予定
- バックオフィス部門のDX推進に向けた取組
 - ・ いわゆる「建設ディレクター」など、工事書類・データの作成やドローン操作、三次元設計などにより、技術者をサポートする人材の育成を支援する補助事業を実施
 - ・ バックオフィス業務のデジタル化に関する研修会を開催

ICT施工活用促進の取り組み

① 令和7年度の開催結果

- (1) 発注者向け講習会
 - ・ 4/23、23：富山・高岡・新川会場
- (2) 施工業者向け講習会
 - ・ 9/17、18、19：富山・高岡・新川会場
- (3) 経営者向けICTセミナー（令和7年度新規）
 - ・ 7/25（金）：基調講演（小規模ICTと内製化について）

② 主な実施内容（対象および実施内容）

発注者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【講義】ICTの有効性について ・ 【講義】ICT活用方法について ・ 【体験】ICT活用体験
施工業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【講義】ICT活用方法について ・ 【講義】3次元設計データ作成について ・ 【現場体験】3次元設計データ活用体験

③ 令和8年度取組計画（案）

- 受発注者双方へのさらなる周知等に取り組む。
- ・ 実施要領を分かりやすく解説する資料の作成・周知
 - ・ 受発注者向けの研修・講習会等の拡充の検討



講師の先生による基調講演の状況
（富山会場：経営者向けICTセミナー）



3次元設計データ作成の講義状況
（富山会場：施工業者向け現場体験会）



ICT活用体験の状況
（高岡会場：発注者向け講習会）



3次元設計データ活用体験の状況
（新川会場：施工業者向け現場体験会）

工事書類スリム化の取り組み

- ・ 令和7年4月から（一社）富山県建設業協会の協力のもと策定した富山県版「工事書類スリム化ガイド」の運用を開始。
- ・ 半年間の運用の後、建設業者や監督職員からの意見を踏まえ、令和8年3月にガイドを改訂。
※書類（工事段階確認申出書等）の廃止、提出の不要化等
- ・ 今後も受発注者にとってより分かりやすく、使いやすいガイドとなるよう、引き続き、改善を図る。

【石川県】生産性向上に向けた取組

ICTモデル工事

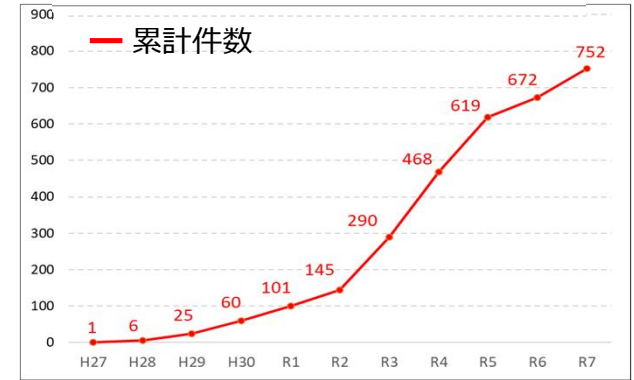
モデル工事の実施

- ・H27より、順次、**対象工種を拡大**しながら工事を実施し、累計件数は、**752件**となっている（R8.3時点）

受注機会拡大への取組

- ・**コマツと連携**し、ICTに精通した人材を育成する研修を実施。
- ・昨年度は、ICTの特徴を説明する「基礎編」に加え、新たに**3D設計データの作成方法などを説明する「実務編」**を実施。
- ・昨年度は、建設業に従事する計81名が研修に参加。

ICTモデル工事の実施件数の推移



コマツと連携した研修（ICT建機デモセンター）

視覚ガイダンスシステムを活用した除雪

- ・地震により幅員減少や路面状況が悪化している奥能登でR7から**積雪前の道路状況をタブレットに表示**する視覚ガイダンスシステムを試験的に導入。
- ・大型土のうなどにより**幅員が減少している箇所を視覚的に把握**でき、除雪事業者からは「効率的で安全な除雪作業につながった」と好評。

<視覚ガイダンスシステムの活用イメージ>



タブレット画面
（積雪前の道路）



運転席の状況

【テーマ2】品確法改正を踏まえた取組の推進

i-Construction2.0等による生産性向上について

【ICT施工の活用促進について】

1. 現状

◆ H29年度にICT土工の試行に着手し、H30年度から舗装工を追加して活用の拡大を図り、これまでの実施件数は33件である。

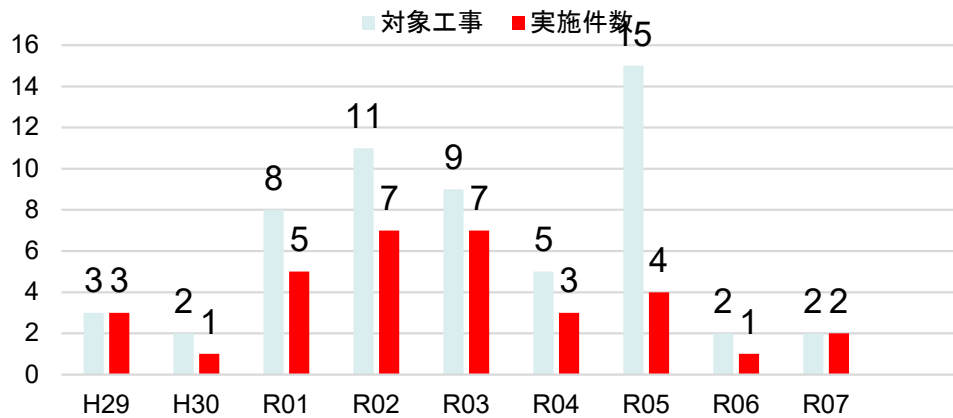
2. 対象工種・工事

- (1) 土工：道路土工など土工量1,000m³以上の土木工事
- (2) 舗装工：舗装面積3,000m²以上の上層及び下層路盤の舗装工事

※ (1), (2)ともに施工者希望型

3. 対象工事件数と実施件数の推移

対象工事件数と実施件数



※R08年3月時点

4. 課題

- ◆ 施工場所や規模などにより、ICT技術を活用する工事が少ない。
- ◆ ICT活用工事の対象案件として発注しても、通常施工を希望する受注者が多い。

5. 今後の取り組み

今後もICT活用工事の推進を図るため、国土交通省、新潟県や他自治体の取組を参考に、実施要領の改定や工種の追加等の検討を進める。

【ウェアラブルカメラ等を活用した遠隔臨場について】

デジタルツールを活用した生産性向上を図る取り組みとして、R4年度から「建設現場における遠隔臨場」の試行を実施。建設現場における現場の立ち会いなどをウェアラブルカメラやネットワークカメラを活用してリモートで実現することにより、臨場に係る移動時間や立会いの調整時間の削減に寄与。



建設産業マンパワーアップ総合支援事業

◆ 建設業団体が教育機関等を対象に実施する現場見学会や出前講座等の経費を補助

○建設産業マンパワーアップ総合支援事業【H28～】

- ・補助対象者：建設企業等若しくはそれらの従事者により構成される団体
- ・補助率：1/2(区分により上限1,100千円～2,147千円)
- ・補助対象(教育機関を対象にして行う事業)：

事業メニュー	事業内容
在学学生入職促進支援事業 (上限1,444千円)	在学学生の入職促進のため、 ・資格取得や技術力向上を促進する講習会の開催 ・出前授業・工事実演会等の開催 ・建設産業の就職合同説明会を企画・実施

※上記のほか、ICT活用や産業イメージの変革に関する建設業団体の取組を支援

事業活用事例 (令和7年度一部抜粋)

実施団体	区分	事業内容
(一社)新潟県建設業協会	技術力向上・定着促進事業	若年者向け作業主任者技能講習・運転技能講習
	在学学生入職促進支援事業	県内中学校等への出前講座
(一社)新潟県測量設計業協会	在学学生入職促進支援事業	「土木出張PR」の合同開催
	建設産業イメージ変革促進事業	「測量設計お仕事図鑑」改定版制作
(一社)北陸建設アカデミー	在学学生入職促進支援事業	学校キャラバン
十日町市管工事業協同組合	在学学生入職促進支援事業	水道施設・配管工についての出前授業
新潟県電気工事工業組合	建設産業イメージ変革促進事業	動画作成、Youtube広告配信
三条加茂電気工事協同組合	在学学生入職促進支援事業	高校へ出前事業の実施



イベントでの建設業PR



新規入職者の技能講習



ICT活用研修会

ケンセツジョブフェス2026（仮）

建設業および県内建設企業で働くことの魅力を幅広く発信するイベントを開催

R8秋 富山駅イベントスペースで開催予定

- ・建設業の仕事体験
 - ・建設機械の展示・体験
 - ・高校生が出演する企画
- などを予定

昨年開催「ケンセツジョブフェス2025」の状況



建設業の情報発信サイト

富山を
TSUKURU



各分野の若手技術者が語る、仕事内容や魅力、やりがいなどを紹介するほか、建設業への就職に繋がる情報を掲載。

現場レポ!



現場での出来上がり状況を
確認するための測量も技術者の大切な仕事!
この現場では、3次元設計データを使用した
ICT施工にもチャレンジしています。

現場レポ!



最近の現場ではデジタル化が進んでいます。
3次元データを作成し、構造物の出来形管理や
作業員の安全教育などに活用しています。

工事現場がこんなにハイテクに
なっているなんて、驚きました!

中学生、高校生、保護者などに、建設業の魅力や様々な職種・業種の仕事内容を紹介する動画や「富山をTSUKURU」などの情報を**SNS広告を**活用してターゲット層に発信予定

【石川県】中長期的な担い手の育成・確保に向けた取組

高校生への取組み

進路選択を控えた**高校生**に、**建設業の魅力**ややりがいを伝える

◆出前講座・体験学習

建設業の魅力を直接肌で感じ取ってもらえるよう、建設業に関する講演や体験学習を実施



出前講座



重機シュミレーター体験



VR体験

◆進路担当教員への建設業紹介

普通科を含めた県内高校の進路担当教員を訪問し、大学の学部選択、将来の職業選択として、建設業をPR

R7実績：県内55校のうち34校を訪問
 ※建設業協会建設青年委員会と合同で訪問

⇒R8より、**県内すべての高校**に対して資料を送付し、**建設業をPR**

幼児・小学生への取組み

重機の乗車体験や**実験等**を通して、建設業やインフラの役割を伝える

◆親子参加型イベントの開催

子供や保護者に対して建設業をPR

- ・親子現場見学会
小学生の親子を対象に現場見学会を開催
- ・はだしの王国
児童向けイベントに建設業のブースを出展



親子現場見学会



はだしの王国

◆出前講座

建設業に関する特別授業を実施し、生徒や先生に対して建設業をPR

- ・建設みらい教室
道路整備事業の紹介など
- ・こども除雪車ふれあい教室
道路除雪の説明など



建設みらい教室



【テーマ2】品確法改正を踏まえた取組の推進

中長期的な担い手の育成・確保に向けた取組事例

1. 働き方改革の推進

◆ 週休2日適用工事

原則、全ての発注工事を対象に、完全週休2日（土日）での週休2日を推進

（R8.4.30以降発注工事）

◆ 建設キャリアアップシステム活用モデル工事

平均登録事業者率などの3つの指標が目標基準を全て達成した場合、工事成績評価で加点

・発注者がモデル工事として選定した工事に加え、「受注者希望型」を追加し対象工事を拡大

（R8.4.1以降発注工事）

2. 生産性の向上

◆ ICT活用工事

土工量が1,000m³以上の工事、舗装面積3,000m²以上の路盤工事は原則、試行の対象

◆ 遠隔臨場

原則、全ての土木工事を対象に「段階確認」、「材料確認」及び「立会」に試行

3. 人材の確保と育成

◆ インターンシップ・職場体験学習・現場見学会等

高校生、大学生のインターンシップ受入れのほか、小学校等の教育機関と連携して工事現場や施設の見学会を開催

◆ 女性技術者・若手技術者の活用の推進

意欲のある担い手の育成・確保を推進するため、女性技術者、若手技術者（契約時点において40歳以下）が技術者等として配置された場合で、工期の1/2以上従事したことが確認できた場合に工事成績評価で加点

（設計金額500万円以上の工事）

◆ 現場の環境改善の取組み

原則、全ての屋外工事を対象として「率計上」及び「熱中症対策・防寒対策」の「積上げ計上」を実施

工期における真夏日率の実績に応じて現場管理費の補正を実施（試行）

◆ 快適トイレ設置工事

女性のさらなる活躍や新たな入職者の増加を目的に、当初設計額1億円以上又は女性技術者の配置を参加資格要件とする工事を対象に、建設現場における快適トイレの設置を試行

国土交通省と新潟県における最低制限価格の比較

【国土交通省（一般的基準）】

- ・ 最低制限価格は以下の構成要素で算定：
 - 直接工事費 × 0.97
 - 共通仮設費 × 0.90
 - 現場管理費 × 0.90
 - 一般管理費 × 0.68
- ・ 上限：予定価格 × 92%
- ・ 下限：予定価格 × 75%

【新潟県】

- ・ 最低制限価格は以下の構成要素で算定：
 - 直接工事費 × **1.00**
 - 共通仮設費 × 0.90
 - 現場管理費 × 0.90
 - 一般管理費 × 0.68
- ・ 上限：予定価格 × 92%
- ・ 下限：予定価格 × 75%

【主な違い（比較ポイント）】

- ・ 算定式の係数の違い（国交省：標準係数0.97、新潟県：1.00）でより高い基準としている。
 ※標準係数：国交省が示している係数

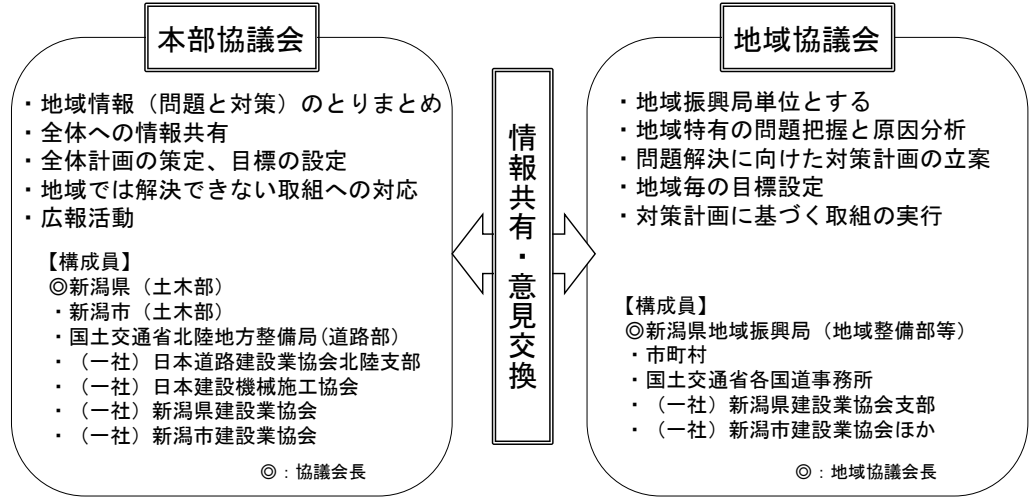
【新潟県の最低制限価格ポイント】

- ・ H23年度リーマンショック後、建設産業の経営の下支えのため、最低制限価格を90%から91%に引上げ
- ・ R4年度に国が計算式を改定したことを踏まえ、最低制限価格等を見直し（現行制度に移行）引き続き国の動向等に注視し、必要に応じて最低制限価格の見直しを行っていく。

新潟県除雪オペレータ担い手確保協議会の設立(R3年3月)

(背景と目的)

- ・ 除雪オペレータの高齢化に加え、新たな担い手の不足が進展しており、将来的な除雪体制の確保が懸念されている
- ・ 道路管理者及び関係機関が連携して、担い手確保に向けた検討や関連する諸課題を解決するための取組が必要
- ・ 将来にわたって安定的な冬期道路交通確保を実現するため、持続可能な除雪体制の構築を目的とする



協議会のイメージ図

大型特殊免許の取得支援補助金（R5年度～）

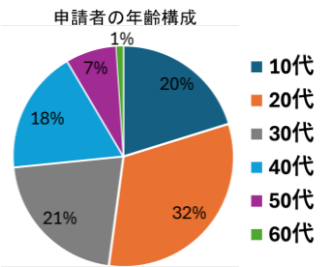
大型特殊免許の取得費用について、企業がその取得費用を負担する場合、一部を補助するもの

- ・ 補助対象：県管理道路を除雪する企業
- ・ 補助率：45%（上限5万円）

※R8年度から対象経費に除雪機械安全施工技術講習会参加費を追加するとともに、補助率を50%に拡充

<実績>

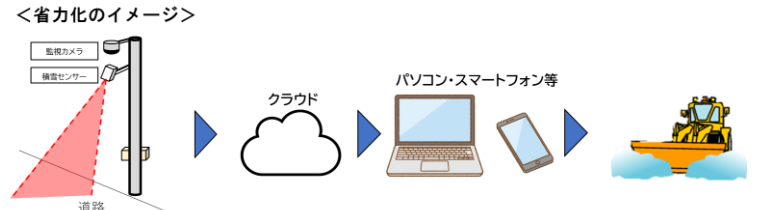
交付決定状況	R5	R6	R7	合計
企業数	31社	18社	16社	65社
人数	47人	28人	19人	94人



- ・ 令和5年度から3年間の累計で94名の大型特殊免許の取得支援を実施
- ・ 交付決定者の年齢構成は若年層（30代以下）が約7割を占め、着実な世代交代が進展

除雪パトロールの省力化（R5年度～）

遠隔で道路状況が把握できるよう積雪センサー及びカメラを設置し、除雪パトロールの省力化を図るもの



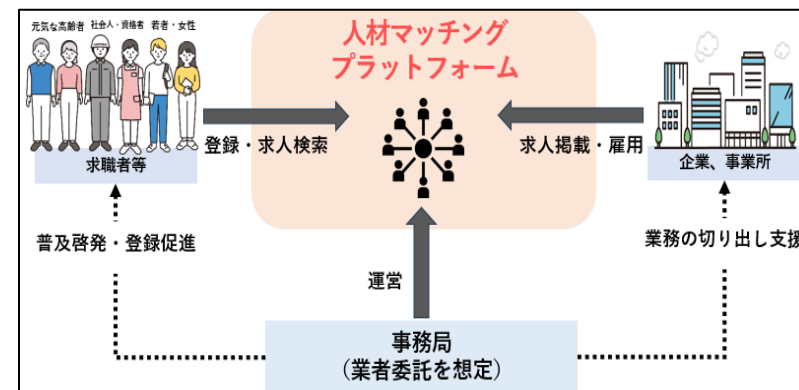
・ 令和5年度から令和8年冬期までに県内全域に96基設置予定 **40**

富山県人材確保・活躍推進本部において、「人材確保」「働き方改革」「人材育成」「省力化・省人化」を柱に施策をとりまとめ、「富山県人材確保・活躍パッケージ」として発表。

【パッケージの部局横断の取組みで活用いただける施策（抜粋）】

○人材マッチングプラットフォーム創設事業

エッセンシャルワーク分野を始めとする人手不足への対応や長期雇用への新たな入口創出、多様な働き方の推進に繋げるため、**スポットワークを切り口とした人材マッチングプラットフォーム**を創設する
 （福祉・介護、看護、**建設分野を重点的に支援**）



▲事業スキーム

○中小企業トランスフォーメーション補助金

D X や G X を通じた業務プロセス・事業構造の変革や、人手不足に対応するための省力化・省人化による生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者を支援

募集枠	内容	補助率		補助額	
		中小・組合	小規模	上限	下限
①省力化・省人化モデル枠 【新設】	人手不足に対応するための省力化・省人化に関する複合的な取組み（単なるツールの導入だけではなく、 企業全体として戦略を定めて 取り組むもの）	2/3	3/4	1,000万円	200万円
②DX枠 AI導入枠【新設】	デジタル技術を活用した生産プロセス等の改善	1/2	2/3	500万円	100万円
	AI導入による先進的な取組み	2/3	3/4		
③GX枠	温室効果ガスの排出削減に資する業務プロセスの改善	1/2	2/3		